

第3次日出町男女共同参画基本計画

日 出 町

はじめに



少子高齢化が進み、本格的な人口減少社会を迎え、町政を取り巻く社会情勢は今後大きく変化していくことが予測されます。

このような中で、日出町では、「住むことに喜びを感じるまち～安心して暮らせて活力が実感できるまちづくり～」を目指し、町民の皆様からは「住んで良かった」と思ってもらえるまちづくり、町外の皆様からは「住むなら日出町」と思ってもらえるまちづくりを進めているところです。

まちの明るい未来を築くためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに責任を分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することが必要不可欠です。

日出町では、平成18年に「日出町男女共同参画推進条例」を制定し、平成22年に「日出町男女共同参画基本計画」を策定、また平成28年には「第2次日出町男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指して、さまざまな施策を推進してまいりました。

この計画の期間は10年間であり、令和8年度から令和17年度までの「第3次日出町男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

男女共同参画社会の実現は、行政の取り組みだけで実現できるものではなく、町民の皆様や事業所、関係団体、行政等がともに協力・連携しながらそれぞれの立場で主体的に進めていくことが何よりも重要です。皆様の一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見・ご提言をいただきました「日出町男女共同参画審議会」の委員の皆様をはじめ、町民意識調査でアンケートにご協力をいただきました町民の皆様や多くの関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

令和8年6月

日出町長 安部 徹也

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	3

第2章 計画の概要

1	めざす男女共同参画のすがた	4
2	基本理念	4
3	総合目標	5
4	基本目標	5
5	計画の体系図	7

第3章 基本目標と施策

基本目標Ⅰ	男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりと環境づくり	8
重点目標1	男女共同参画の正しい理解の促進と意識改革	8
重点目標2	男女共同参画を推進する教育・学習の充実	12
基本目標Ⅱ	誰もが安心して暮らせる人権を尊重した社会づくり	16
重点目標1	生涯を通じた健康支援	16
重点目標2	女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進	19
重点目標3	困難を抱える人が安心して暮らせる環境づくり	26
基本目標Ⅲ	あらゆる分野における女性の活躍	28
重点目標1	様々な分野での女性の参画推進	28
重点目標2	女性の職業生活における活躍の推進	31
重点目標3	職業生活と家庭生活との調和の推進	36
重点目標4	男女が共に支える地域づくりの推進	41
数値目標一覧		45

第4章 計画の実現に向けて

1	推進体制	46
---	------	----

資料編

1. 男女共同参画に関する主な動き	48
2. 法律・条例等	
日出町男女共同参画推進条例	50
大分県男女共同参画推進条例	55
男女共同参画社会基本法	62
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	69
日出町男女共同参画審議会委員	84

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本町では、平成18年7月に「日出町男女共同参画推進条例」を公布・施行し、平成22年7月に「日出町男女共同参画基本計画」を策定しました。また、平成28年4月に前計画を見直し「第2次日出町男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指して、さまざまな施策を推進してきました。

「第2次日出町男女共同参画基本計画」の計画期間は10年間で、5年ごとに前期と後期に分け、基本計画としており、後期基本計画を検証するため、令和7年度に「日出町男女共同参画意識調査」を実施しました。性別による固定的な役割分担意識や、男女共同参画についての正しい理解が進んでいない結果となりました。

意識調査で分かった現状の課題解消と人口減少社会や働き方・暮らし方の変革など社会経済情勢の急激な変化、ジェンダー平等に向けた世界的な潮流への対応を図るために、「第3次日出町男女共同参画基本計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び日出町男女共同参画推進条例第9条に基づく、日出町の男女共同参画社会の形成の促進を図るための基本的な計画（市町村男女共同参画計画）として策定したものです。
国の「第6次男女共同参画基本計画」及び県の「第6次おおいた男女共同参画プラン」を勘案し、「日出町総合計画」と整合性を図りながら推進するものです。
- (2) この計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として策定したものです。
- (3) この計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として策定したものです。
- (4) この計画は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項に基づく「市町村推進計画」として策定したものです。
- (5) この計画は、基本理念をもとに、行政だけではなく、町民、事業者等の皆さんと協働しながら町が一体となって計画を進めていくものです。
- (6) この計画は、策定に先立ち町民を対象とした「男女共同参画に関する意識調査」の結果や、「日出町男女共同参画審議会」からの提言、町民からのパブリックコメント等を反映させたものです。

第2次日出町男女共同参画基本計画～後期基本計画～数値目標一覧と実績

項目	計画策定の数値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)
男女平等や男女共同参画をテーマにする話題に関心がある割合	53.1%	80%	58.1%
学校教育の場において、「男女の地位が平等」と感じる人の割合	53.9%	75%	49.4%
地域ぐるみで支えあう福祉体制が整備されていると感じる町民の割合	56.5%	70%	75.0%
障がいの有無にかかわらず、生きがいを持ち安心して生活できると感じる町民の割合	64.1%	70%	81.2%
男性のお達者年齢	80.0歳	81.0歳	80.8歳
女性のお達者年齢	84.4歳	85.4歳	84.7歳
職場において、喫煙者の配慮がないと感じた妊婦の割合	2.3% (令和元年度)	0% (令和6年度)	6.9% (令和6年度)
朝食を毎日食べている子どもの割合(小学生)	91.6% (令和元年度)	99% (令和6年度)	83.7% (令和7年度)
DV被害を受けた人のうち相談した人の割合	56.9%	80%	62.3%
ストーカー、セクシュアルハラスメント、性的被害を受けた人のうち相談した人の割合	67.2%	80%	72.7%
「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	64.4%	70%	63.5%
社会全体において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	8.9%	30%	10.5%
審議会等(法に基づく)における女性委員の割合	22.1%	40%	25.7%
区長75名のうち、女性の人数	2人	5人	1人
職場において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	23.8%	40%	24.0%
仕事と家庭生活の両立が出来ていると感じていない人の割合	20.1% (令和元年度)	15% (令和6年度)	-
初産婦の両親学級の参加率	43.3% (令和元年度)	55% (令和6年度)	32.9% (令和6年度)
女性消防団員の割合	3.96%	5%	6.2%
女性防災士の人数(日出町防災士会)	26人	40人	35名

※「仕事と家庭生活の両立が出来ていると感じていない人の割合」は、担当課の調査が終了した。

障がいの有無にかかわらず、生きがいを持ち安心して生活できると感じる町民の割合や女性消防団員の割合など目標到達した項目もある一方で、固定的な性別役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」という考え方）は横ばいが続いています。

男女共同参画に関する町民意識調査の概要

- 1 調査目的 町民の男女共同参画に関する意識と実態を把握し、計画や施策に反映させるため
- 2 調査対象者 満18歳以上の日出町在住の町民1,000人
(18歳～29歳、30代、40代、50代、60代以上の男女各100人ずつ)
- 3 調査期間 令和8年2月6日～2月24日
- 4 調査方法 郵送による配布・回収、及びオンライン回答
- 5 回収状況 有効回収数342人（男性134人、女性199人、答えたくない・無回答9人）
- 6 備考 ①計画に掲載している調査結果の数値は、回答率（%）で示している。
②集計は、百分比の小数点以下第2位を四捨五入している。
③2つ以上の回答を要する（複数回答）質問の場合、その回答比率の合計は100%を超える場合がある。

3 計画の期間

この計画の期間は、2026年度（令和8年度）から2035年度（令和17年度）までの10年間とします。

このうちの2026年度（令和8年度）から2030年度（令和12年度）までを前期基本計画とします。

ただし、計画期間内であっても社会情勢の変化や男女共同参画に関する状況の変化等に応じて、必要と認められる場合は計画の見直しを行うこととします。

第3次日出町男女共同参画基本計画（10年間）

前期基本計画					後期基本計画				
R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035

1 めざす男女共同参画のすがた

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。（男女共同参画社会基本法第2条）

町では、日出町男女共同参画推進条例に基づき、男女がお互いに人権を尊重し、責任を分かち合う男女共同参画社会の形成に向けた取組みを推進し、明るい将来を展望できる町政の実現をめざします。

2 基本理念

日出町男女共同参画推進条例には、以下の7つの基本理念が規定されていて、この計画についてもこれらの基本理念を基に策定されています。

① 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されなければなりません。

② 社会における制度・慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮しなければなりません。

③ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されなければなりません。

④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に分担と責任を分かち合いながら、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動とそれ以外の活動を両立して行うことができるようにしなければなりません。

⑤ 男女共同参画を推進する教育の充実

幼児教育、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女共同参画の推進の意義を浸透させなければなりません。

⑥ 男女の身体的特徴の理解と健康への配慮

男女が相互の身体の特徴について理解を深め、性と生殖に関する健康と権利を互いに認め合い、心身ともに健やかな生活を営むことができるようにしなければなりません。

⑦ 国際的取組への協調

男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に行わなければなりません。

また、持続可能な開発のための2030アジェンダ（持続可能な開発目標：SDGs）によるジェンダー平等の実現と女性・女兒のエンパワーメントの進展を真剣に受け止め、国際的な取組に貢献していく必要があります。

3 総合目標

条例に規定された7つ基本理念をもとに、この計画の総合目標は、「誰もが自分らしく輝ける男女共同参画社会の実現」とし、その下に3つの基本目標を定め、基本目標ごとに重点目標を設定します。

4 基本目標

総合目標を達成するために、次の3つの基本目標を定め、それぞれの目標に沿った施策を実施します。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりと環境づくり

基本目標Ⅱ 誰もが安心して暮らせる人権を尊重した社会づくり

基本目標Ⅲ あらゆる分野における女性の活躍

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりと環境づくり

男女共同参画社会の実現において、人々の意識の中に長い時間をかけて形成されてきた性別に基づく固定的な性別役割分担意識が残っており、家庭、地域、働く場など社会のあらゆる場面でその意識が影響して、男女共同参画社会の実現を阻む要因と考えられます。

男女共同参画社会の実現に向けて、町民の男女共同参画に関する認識と正しい理解を深め、固定的性別役割分担意識の解消を推進し、社会制度・慣行の見直しが求められています。

また、学校教育の場をはじめ、家庭や職場、地域において、あらゆる世代の男女が個性と能力を發揮し、社会の様々な分野に参加する能力を身につけるために、教育や生涯にわたっての能力開発・学習機会が確保され、自分の生き方について多様な選択ができる環境づくりを推進することが重要です。

基本目標Ⅱ 誰もが安心して暮らせる人権を尊重した社会づくり

重大な人権侵害であるDV、ハラスメント、ストーカー行為、性暴力の根絶に向け、関係機関と連携した対応強化に努めます。

また、生涯を通じた心とからだの健康の保持の支援に努め、女性のライフステージ（妊娠、出産、更年期など）に応じた健康支援と男女が互いの性を尊重する意識の醸成を進めます。

さらに、困難を抱える女性への支援について関係機関と連携した対応に努めるとともに、貧困、高齢者、障がい者などの様ざまな困難を抱えた人の人権を尊重する意識の醸成に努め、困難を抱える人が安心して暮らせる環境づくりの整備を図ります。

誰もが安心して暮らせる人権を尊重した社会づくりの整備を総合的に推進します。

基本目標Ⅲ あらゆる分野における女性の活躍

男女共同参画社会は、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されなければなりません。そして、あらゆる分野に男女共同参画と女性活躍の視点を取り込み、誰もが仕事と家庭生活との調和が図れる社会づくりを推進しています。しかし、令和7年度に実施した町民意識調査によると、現状では家事・育児・介護等の多くを女性が担っている状況です。また、家庭生活や職場での男女の地位は、男性のほうが優遇されていると感じている人の割合が高く、女性の社会進出には多くの課題が生じています。

女性の社会参画を進めるために、社会全体でさらに支援していく必要があります。

5 計画の体系図

総合目標	基本目標		重点目標		施策の方向性	
	誰もが自分らしく輝ける男女共同参画社会の実現	I	男女共同参画社会の 実現に向けた意識づくり と環境づくり	1	男女共同参画の正しい理解の促進と意識改革	①
②						家庭・地域・職場における固定的な性別役割分担意識の解消と社会制度・慣行の見直し
2				男女共同参画を推進する教育・学習の充実	①	学校教育における男女平等の推進
					②	多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実
		③	男女共同参画を担う人材等の育成			
II		誰もが安心して暮らせる 社会づくり	1	生涯を通じた健康支援	①	生涯を通じた心身の健康づくりへの支援
					②	女性のライフイベント（妊娠・出産等）に関する健康支援
			2	女性に対する暴力の根絶に向けた取組の推進	①	パートナー等からの暴力の根絶に向けた取組の推進 [日出町 DV 対策基本計画]
					②	性犯罪・売買春、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為等への対策の推進
			3	困難を抱える人が安心して暮らせる環境づくり	①	困難を抱える女性への支援の環境づくり [日出町困難な問題を抱える女性支援基本計画]
					②	貧困、高齢者、障がい者など、様々な困難を抱えた人の人権を尊重する意識の醸成
III		あらゆる分野における女性の活躍 （女性活躍推進法に基づく日出町推進計画）	1	様々な分野での女性の参画推進	①	あらゆる分野における女性の参画拡大
	②				職場における役職・管理職への女性の登用促進	
	③				女性人材の育成・確保	
	2		女性の職業生活における活躍の推進	①	雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	
				②	女性の就業継続、再就職のための支援、多様で柔軟な働き方の実現	
	3		職業生活と家庭生活との調和の推進	①	ワークライフバランスの推進	
				②	多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援	
	4		男女が共に支える地域づくりの推進	①	地域社会における男女共同参画の推進	
②		女性や若者等に選ばれる地域づくり				
③		地域における安心・安全の確保と防災体制の推進				

第3章

基本目標と施策

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりと環境づくり

重点目標1 男女共同参画の正しい理解の促進と意識改革

【現状と課題】

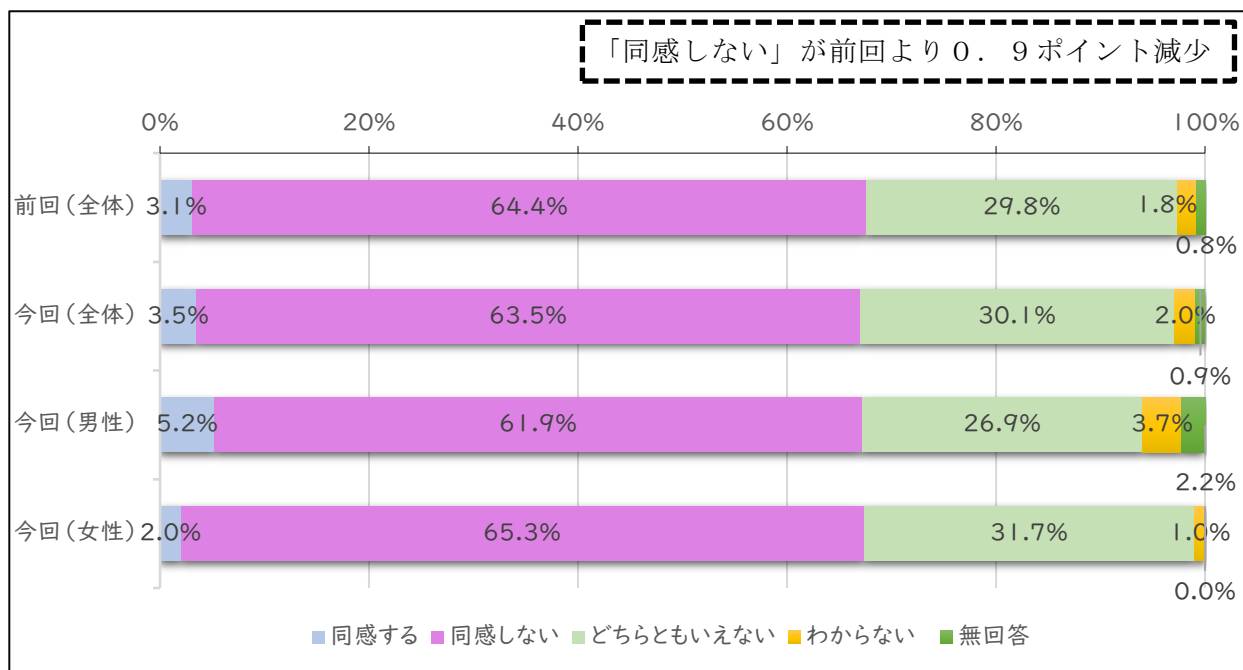
「男は仕事、女は家庭」といった、固定的な性別役割分担意識は、社会のあらゆる場面で男女の健康問題、人権侵害、暴力などに結びつくことがあります。その意識の解消をめざし、男女共同参画に関する認識と正しい理解を深めなければなりません。

町の意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という性別によって役割を固定する考え方について、「同感する」と回答した人の割合は全体の3.5%となっており、性別に基づく固定的役割分担意識がまだ残っています。

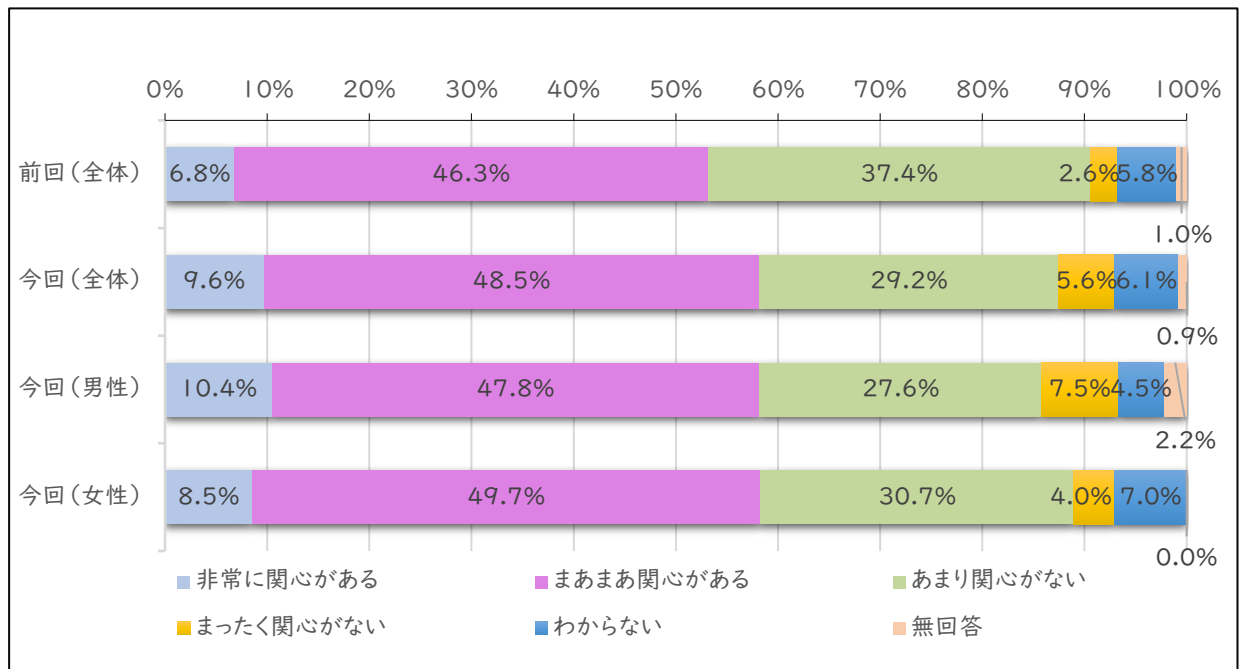
また、「男女平等や男女共同参画をテーマにする話題にどの程度関心がありますか」（単一回答）という設問に対し、「あまり関心がない」、「まったく関心がない」と回答した人の割合を合わせると34.8%という結果になりました。

こうしたことから、町民の男女共同参画に関する認識と正しい理解を深めるために、積極的な広報活動を実施し、男女共同参画に関する情報提供や男女共同参画週間の啓発活動などを行うことが必要です。

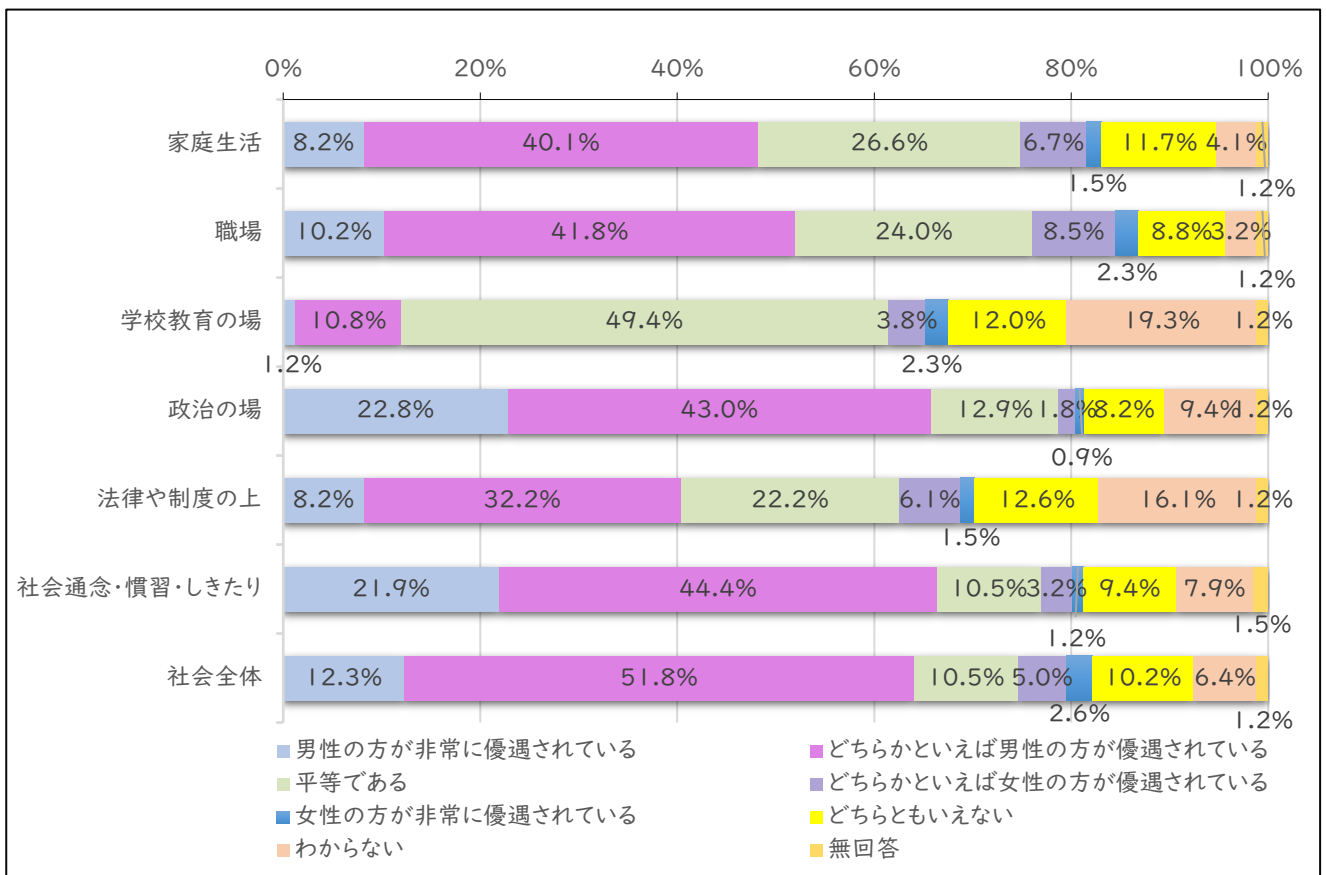
問2 「男は仕事、女は家庭」という考え方について（単一回答）



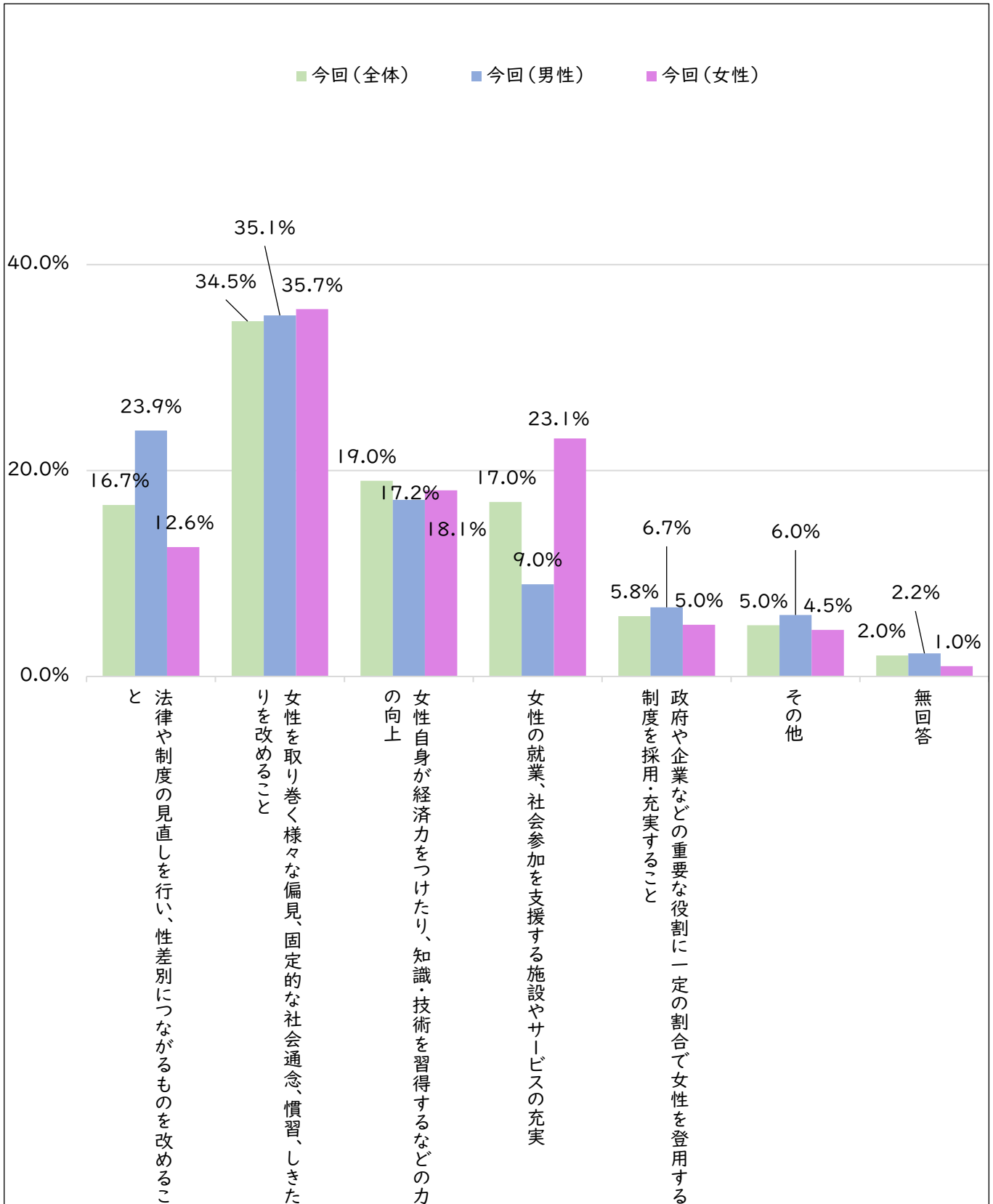
問1 あなたは男女平等や男女共同参画をテーマにする話題に関心がありますか（単一回答）



問4 各分野での男女の地位について（単一回答）



問3 男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために最も重要だと思うこと
(単一回答)



主な取組		
施策の方向性	具体的施策内容	担当課
① 男女共同参画に関する 広報・啓発の推進の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭、地域、職場などでの固定的な性別役割分担意識の解消ため、広報・啓発活動の充実 ・男女共同参画に関する講演会・ワークショップ・出前講座等の開催 ・男女共同参画に関する町民意識調査の実施や結果の収集・情報提供 	住民生活課 総務課
② 家庭・地域・職場における固定的な性別役割分担意識の解消と社会制度・慣行の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・社会の様々な場面における慣行や、性別で不利益を生じているものやおそれがあるものについて、見直しの呼びかけ 	住民生活課

【数値目標】

項目	計画策定時の数値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	63.5%	70%

固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

男女共同参画週間

男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成13年度から毎年6月23日から6月29日までの1週間を「男女共同参画週間」としています。

この週間において、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を全国的に実施しており、日出町でも啓発活動を実施しています。

重点目標2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現するためには、一人ひとりがお互いの人権を尊重しながら、個性と能力を発揮し、自立の意識を有することが不可欠であり、人権尊重・男女平等の意識を育てる教育や学習の役割がとても重要です。

町民意識調査によると、男女の地位は平等であると感じている人の割合は、「教育の場」が49.4%（P9参照）と最も高い結果となっており、学校生活で人権尊重・男女平等の意識を育てる大きな役割が意識されています。

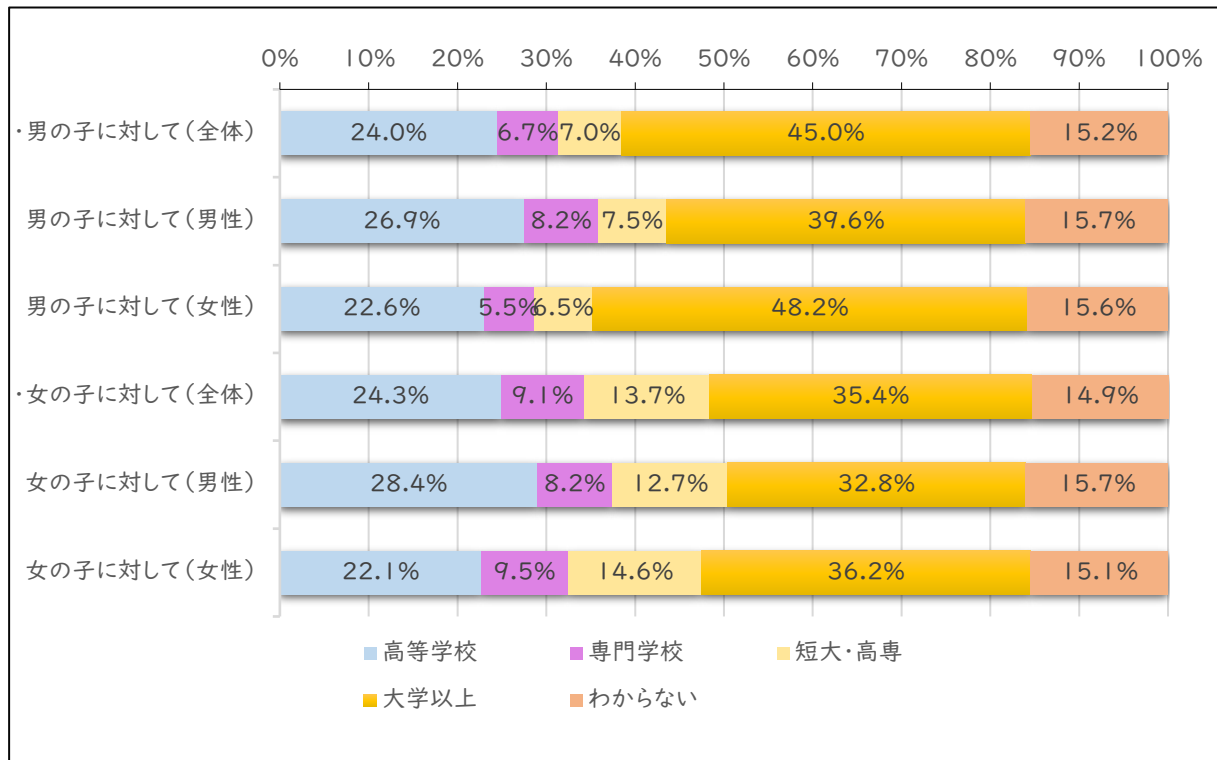
学校教育では、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができることを目指していく教育の充実を図る必要があります。また、教職員が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画意識を高めることができるよう、計画的・体系的な研修を実施し、教育・学習の充実を図ることが大事です。

家庭や地域では、子どもが無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）によって職業や進路の選択範囲を狭めてしまわないよう、固定的性別役割分担意識の解消に向けた取組が必要です。

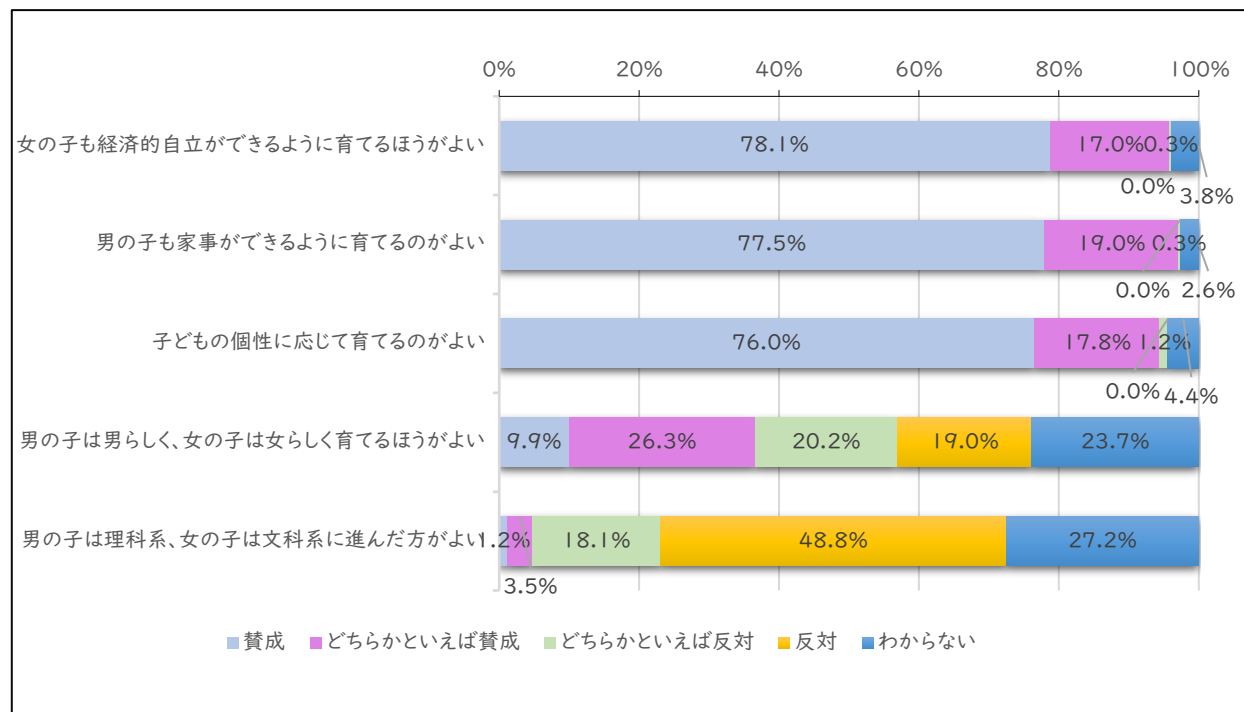
また、あらゆる世代の男女が個性と能力を発揮し、社会の様々な分野に参加する能力を身につけるためには、人格形成期にあたる幼少期からの教育や生涯にわたっての能力開発・学習機会が確保され、自分の生き方について多様な選択ができることが重要です。

男性の育児休業の取得など国が進める男女共同参画の諸制度の推進について、地域や企業では、理解が不十分な面が見られます。男女共同参画社会づくりへの理解を深める研修の機会などが必要です。

問 19 子どもの学歴はどこまで必要だと思うか（単一回答）



問 20 子育てについての考え方（単一回答）



主な取組		
施策の方向性	具体的施策内容	担当課
① 学校教育における男女平等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画を推進する教育・学習の充実 ・教職員など学校関係者に対する意識の啓発や研修会・講演会の実施 ・男女共同参画の視点に立ったキャリア教育の推進 ・子どものメディア・リテラシーの向上や望ましい人間関係の構築のための教育・学習の充実 	学校教育課
② 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携による多種多様な学習機会の提供 ・地域住民等による学校教育活動の支援や子どもの体験 ・学習活動等を支援する体制づくりを推進 	教育総務課 学校教育課 社会教育課
③ 男女共同参画を担う人材等の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・各種講座や情報提供により、女性のエンパワーメントのための教育・学習機会の充実を促進 	社会教育課
	<ul style="list-style-type: none"> ・女性のリーダー研修や各種セミナーなど、研修機会の情報の提供と人材育成 ・各種団体等との情報交換による人材育成の支援 	ひと・まち・未来創生課 社会教育課 住民生活課

【数値目標】

項目	計画策定時の数値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
学校教育の場において、「男女の地位が平等」と感じる人の割合 【9ページ図表を参照】	49.4%	75%

キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを目的とした教育のことです。

メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。

エンパワーメント

自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方です。

アンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）

過去の経験や知識、周囲の影響から形成される、自分自身では気づいていない「ものの見方やとらえ方の歪み・偏り」を指します。日常的な発言や「～すべき」といった決めつけとして現れる場合があり、職場の人間関係や評価、個人の可能性を狭める要因となります。

基本目標Ⅱ 誰もが安心して暮らせる人権を尊重した社会づくり

重点目標1 生涯を通じた健康支援

【現状と課題】

男女がお互いの身体的性差を十分に理解し、人権を尊重して、支えあって暮らすことは、男女共同参画の前提と言えます。

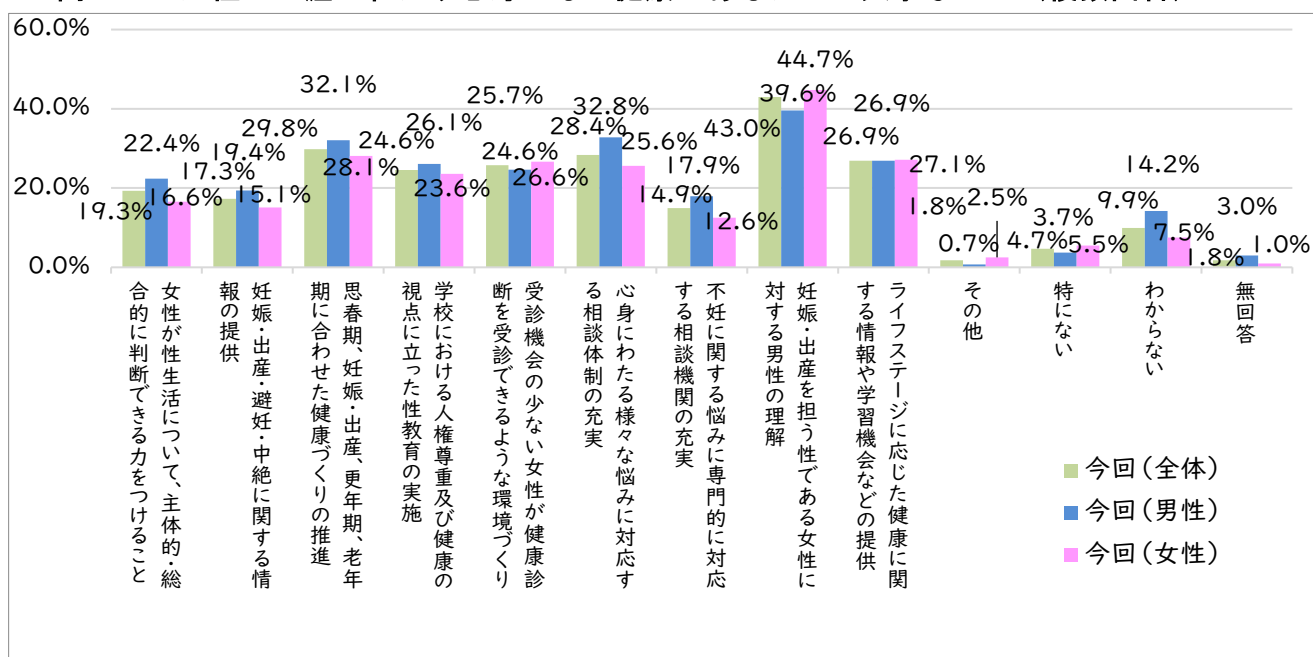
私たちの生涯にわたる心とからだの健康づくりは、性別にかかわらず、住民が充実した生活を送るための重要な課題であり、乳幼児期から高齢期までの人生の各ステージに応じた健康課題に対する支援と配慮が必要です。

また、女性は、子どもを産み育てるために男性とは異なる身体上の特徴があり、妊娠・出産期、高齢期は女性のライフスタイルにとって大きな節目です。「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の視点から、この権利を実現するために、女性が安心して安全に子どもを産み育てることができる支援体制の充実が必要です。

町の意識調査によると、「女性が生涯にわたり心身ともに健康であるため大事なこと」では、「妊娠・出産を担う性である女性に対する男性の理解」と回答した人が全体の43.0%と最も高くなっており、女性に対する男性の理解が求められています。

町民一人ひとりが生涯を通して、心もからだも満たされた状態で健康に暮らすことの重要性や、男女の性に関する正しい知識・情報を知り、性別にとらわれることなくお互いを認め合い、尊重することが大切です。

問12 女性が生涯にわたり心身ともに健康であるために大事なこと（複数回答）



主な取組		
施策の方向性	具体的施策内容	担当課
① 生涯を通じた心身の健康づくりへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・受診しやすいがん検診体制の充実、特定健診及びがん検診等の広報啓発の推進 ・生活習慣病予防に関する知識の普及、情報提供、健康相談会の推進 ・喫煙や飲酒が心身に及ぼす影響についての正しい知識や情報の普及・啓発 ・こころの健康促進のための相談体制の充実、健康の保持・増進を目的としたスポーツ活動の推進 ・子どもから大人まで生涯にわたって健全な食生活を送るための食育の普及・啓発 	健康増進課 介護福祉課 子育て支援課 農林水産課 学校教育課 社会教育課
② 女性のライフイベント（妊娠・出産等）に関する健康支援	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠時の健診やお母さん教室、各種サービスに関する情報提供の充実 ・ペリネイタル・ビジット、乳幼児健康診査、出産・子育ての相談など、切れ目のない母子保健活動の推進 ・男女の性についての正しい知識、人権の尊重や母性保護の重要性についての学習の推進 ・母性保護の意識向上のための情報提供や啓発の充実 	子育て支援課 学校教育課

【数値目標】

項目	計画策定時の数値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
男性のお達者年齢	80.8歳	81.8歳
女性のお達者年齢	84.7歳	85.7歳

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されています。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

ペリネイタル・ビジット（育児等保健指導）

育児の不安を軽減するために、産婦人科医から小児科医への紹介により、小児科で受けられる育児に関する保健指導のことです。

お達者年齢

一般的に「健康寿命」とは、健康な状態で生存する期間のことですが、お達者年齢は、大分県が独自に算出する健康寿命のことで、介護保険制度における要介護1までの人を健康と定義しています。

重点目標 2 女性に対する暴力の根絶に向けた取組の推進

(配偶者暴力防止法に基づく日出町DV対策基本計画)

【現状と課題】

配偶者や恋人など親密な関係にあるパートナー等からの暴力（DV）は、重大な人権侵害であり、決して許されることではありません。

DV被害者の多くは女性であり、女性に対する暴力は、性別に関わる固定的役割分担意識や男女の置かれている状況などに根ざした社会的構造が背景にあります。令和7年度に実施した町民意識調査では、DV被害を受けたことがある人のうち「相談した」と答えた人の割合は、62.3%にとどまっています。相談窓口の周知と、相談しやすい体制づくりに向けた取組が必要です。

性犯罪、売買春、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為などの暴力は、重大な人権侵害であり、暴力の根絶は、男女共同参画社会を実現するために克服すべき重要な課題です。

性別にかかわらず個人の尊厳と安全を守るため、DVや性犯罪などジェンダーに基づく暴力を決して許されないものであるという認識を広く社会に浸透させ、社会全体で容認しない意識醸成が重要です。

また、近年インターネットなどの普及により、ポルノ画像等の違法・有害な情報が氾濫し、接触が容易になっており、児童ポルノ等の流通・閲覧が問題になっていることから、子どもに対する性的な暴力等の根絶に向けた対策の推進も必要です。

町民意識調査によると、配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春等の暴力をなくすために必要なことでは、「学校で児童・生徒・学生に対し、人権問題や暴力を防止するための教育を行う」と回答した人が57.0%（P23参照）と最も高く、次いで「加害者への罰則を強化する」が50.6%という結果でした。

性別にかかわらず個人の尊厳と安全を守るため、DVや性犯罪などジェンダーに基づく暴力を社会全体で容認しない意識醸成が必要です。

暴力をなくす社会をつくるために、学校と家庭で人権問題や暴力を防止するための教育を実施し、また、被害者保護のための支援策や町と関係機関相互の相談体制の連携強化を図ることが大切です。

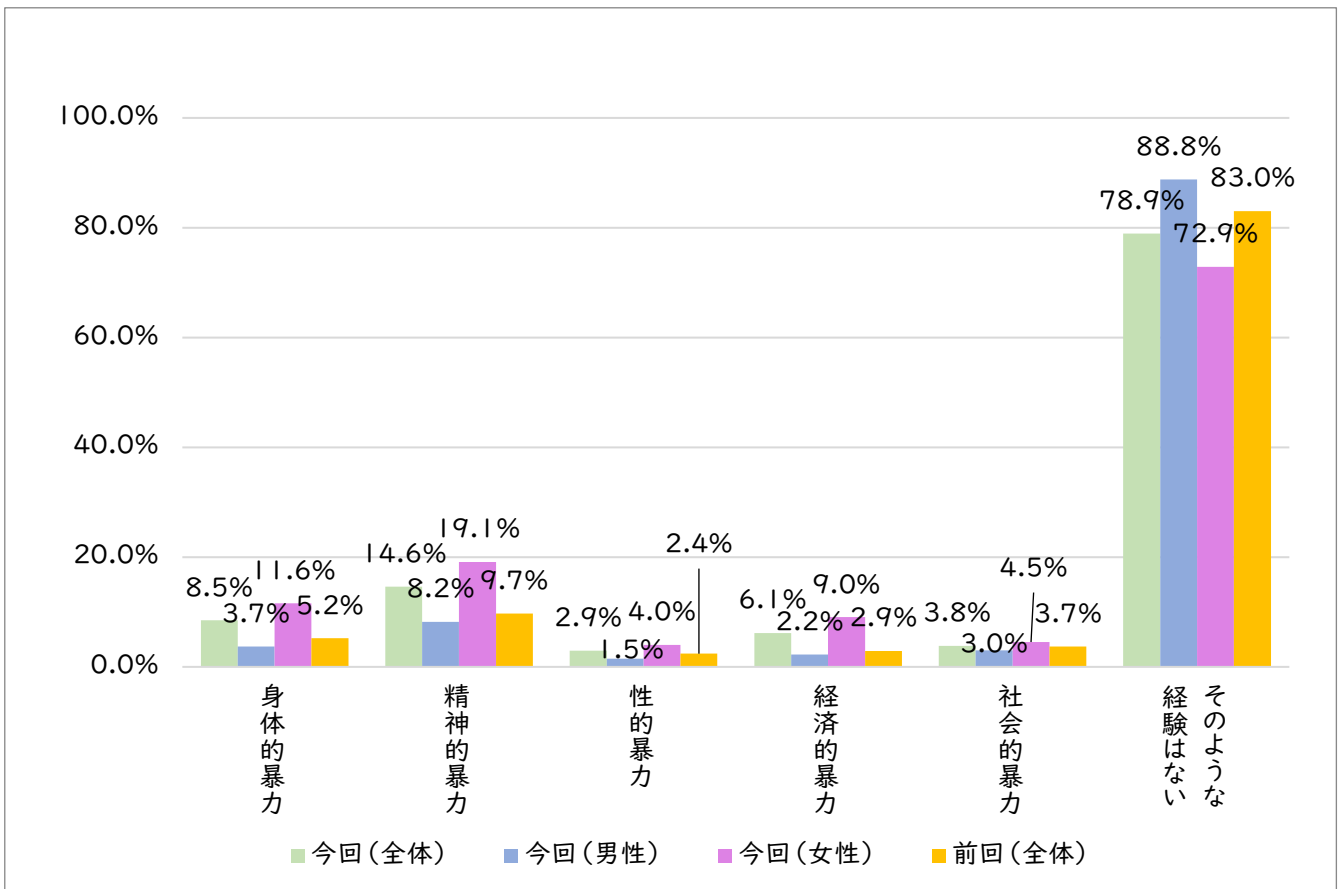
DV（ドメスティック・バイオレンス）

「ドメスティック・バイオレンス」とは何を意味するかについて、明確な定義はありませんが、一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されます。

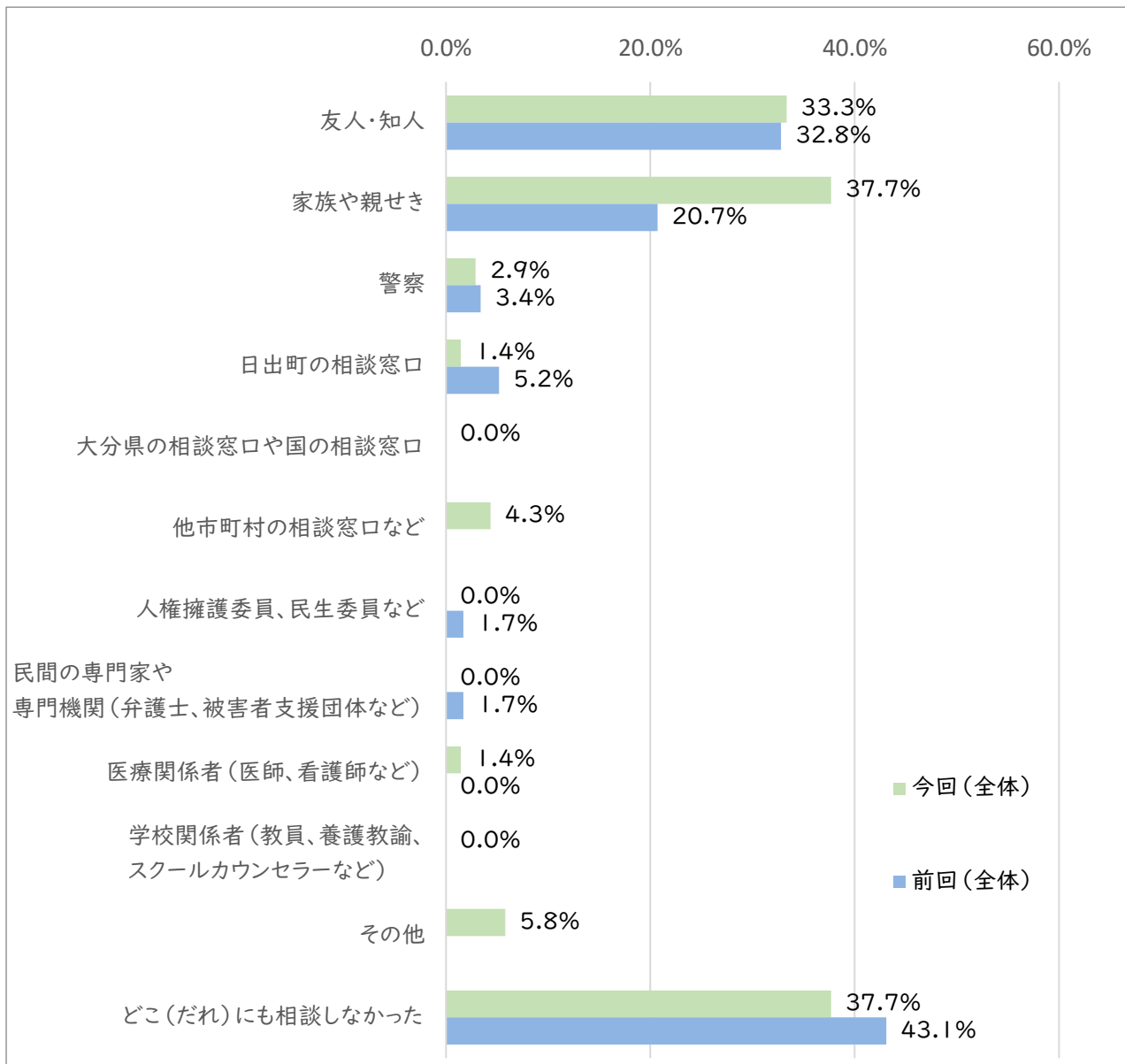
DV防止法では、身体的暴力だけではなく、精神的暴力・性的暴力も「暴力」にあたりとされています。暴力の例は以下のとおりです。

- 身体的暴力（殴る、蹴る、髪をひっぱる、突き飛ばす、物を投げつける、首を絞める、刃物などで脅す 等）
- 精神的暴力（無視する、大声でどなる、人格を否定するような暴言を吐く、生命・身体に対する脅迫（殺すぞ・死ぬ等） 等）
- 性的暴力（避妊に協力しない、性行為の強要、ポルノビデオ等を無理やり見せる 等）
- 経済的暴力（生活費を渡さない・使わせない、借金の強要、外で働くことを禁じる 等）
- 社会的暴力（外出を制限する、交遊関係や電話を細かくチェックする 等）

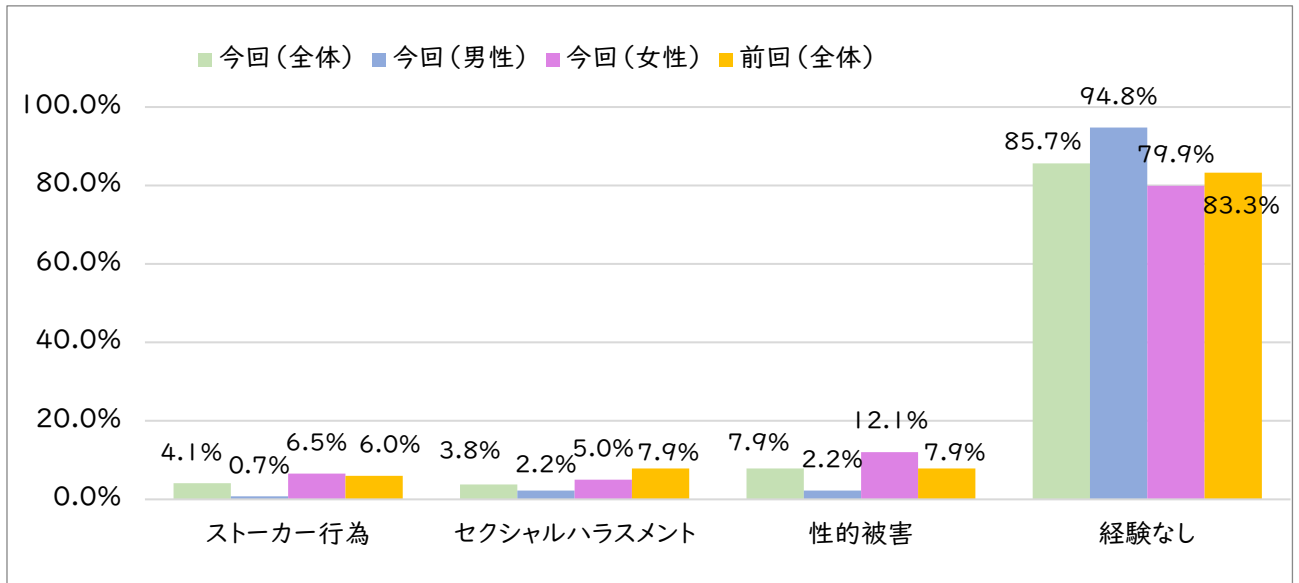
問 2 1 DV被害の経験の有無について（複数回答）



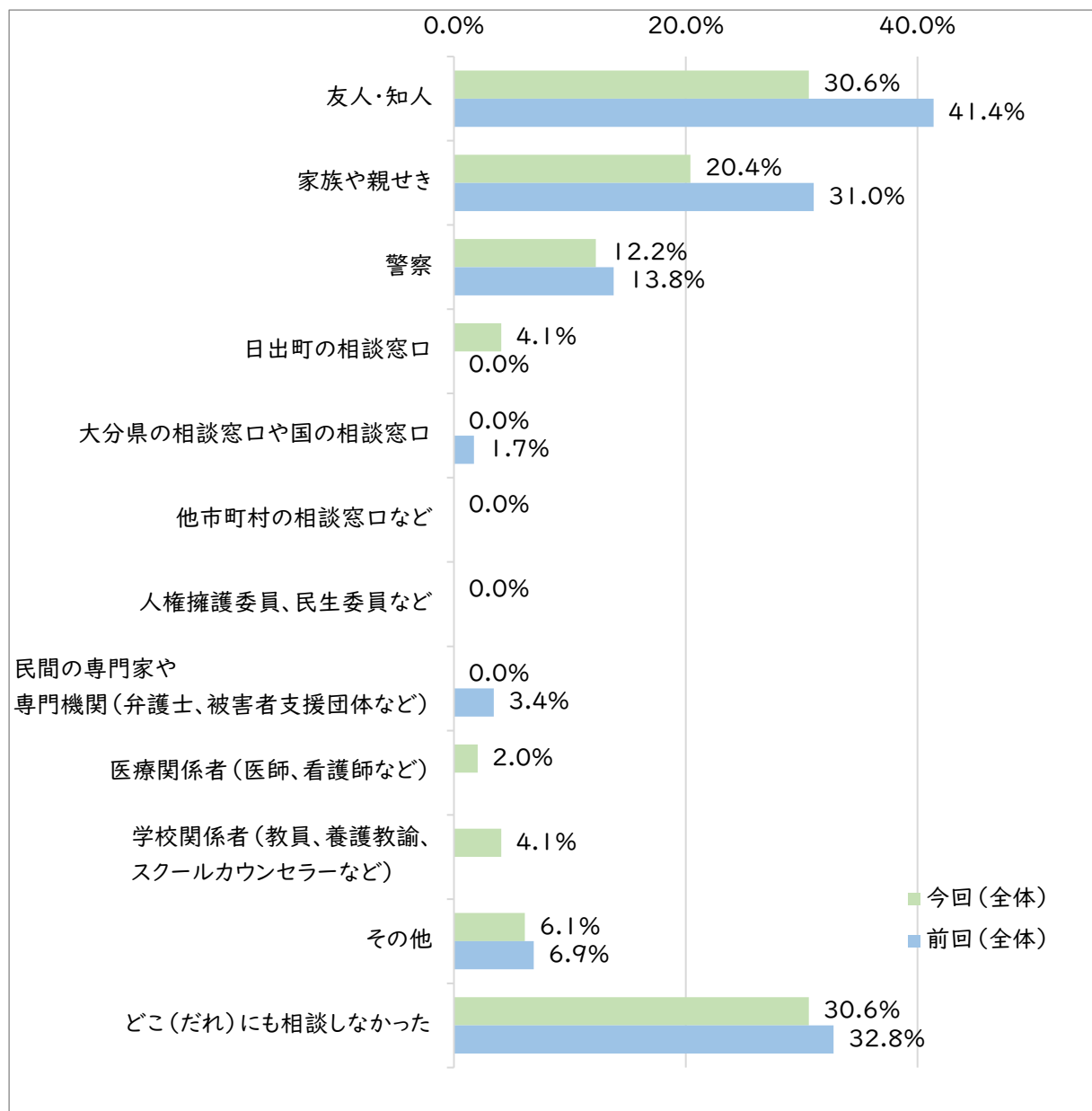
問 2 2 DV被害の相談状況（複数回答）



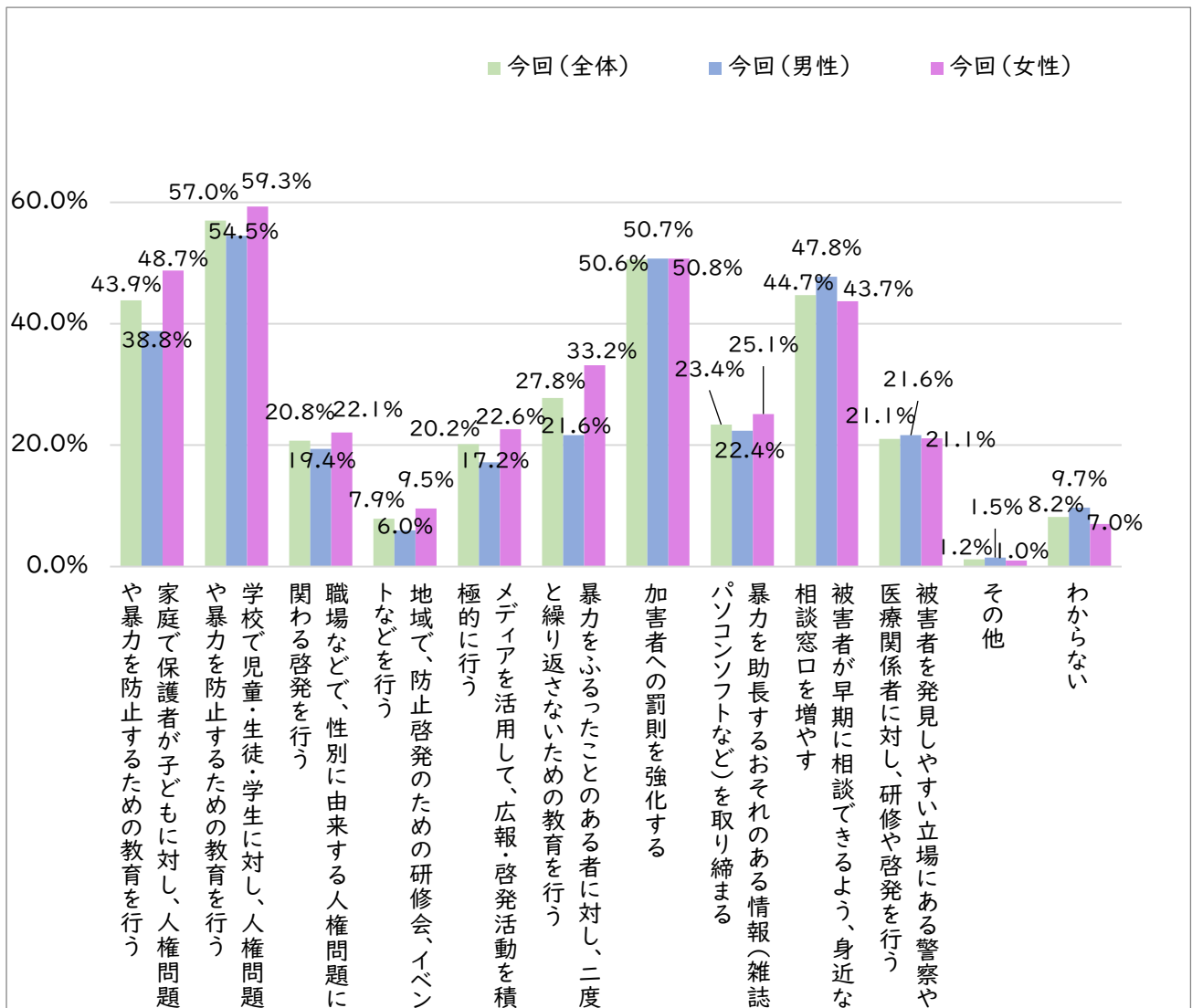
問25 ストーカー行為、セクシュアルハラスメント、性的被害の経験の有無について
(複数回答)



問26 ストーカー行為、セクシュアルハラスメント、性的被害の相談状況（複数回答）



問28 性犯罪、ハラスメント行為、ストーカー行為等の暴力をなくすために必要なこと（複数回答）



主な取組		
施策の方向性	具体的施策内容	担当課
① パートナー等からの暴力の根絶に向けた取組の推進 [日出町 DV 対策基本計画]	<ul style="list-style-type: none"> 女性に対する暴力をなくす運動（毎年 11 月 12 日～25 日）の推進や、HP や広報誌で広報啓発の実施 県の配偶者暴力相談支援センターや医療機関、警察など関係機関との連携強化、相談体制の充実 学校での暴力等の予防啓発や人権教育の充実・強化 	総務課 住民生活課 子育て支援課 学校教育課
② 性犯罪・売買春、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為等への対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関相互の相談体制の連携強化 被害者保護の支援策の強化 職場におけるハラスメント防止対策の実施 大分県警察電子メール情報配信システム「まもめーる」を活用し、住民に情報提供 児童虐待防止相談の支援の充実 	総務課 住民生活課 子育て支援課 学校教育課

【数値目標】

項目	計画策定時の数値 (令和 7 年度)	目標値 (令和 12 年度)
DV 被害を受けた人のうち相談した人の割合	62.3%	80%
ストーカー、セクシュアルハラスメント、性的被害を受けた人のうち相談した人の割合	69.4%	80%

女性に対する暴力の相談窓口

ひとりで悩んでいませんか？ 相談できる場所があります。

こんなこと、ありませんか？

パートナーから…

- 避妊に協力してもらえない
- 「好きだから他の人と会わないで」「別れるなら死ぬ！」などの束縛を受ける
- 「ブス」「デブ」「バカ」「キモい」など、傷つく言葉を言われる



これらも、全て暴力です。

どのような理由があっても、暴力は絶対に許されません。



- ・「子どものために我慢。」とっていませんか？
子どもの前でのDV（配偶者等からの暴力）は、児童虐待にあたります。子どもの心身にも深い傷を残します。
- ・暴力に悩んでいるのはあなただけではありません。
相談することで、解決のきっかけがつかめるかもしれません。

あなたと、大切な人のこれからのために、
ひとりで悩まず相談してください。秘密は守られます。

【性暴力相談窓口】

おおいた性暴力救援センター・すみれ
TEL：097-532-0330
(平日 9:00~20:00)
メール：ホームページへ

【DV相談窓口】

大分県消費生活・男女共同参画プラザ
TEL：097-534-8874
大分県婦人相談所
TEL：097-544-3900



大分県が作成した「女性に対する暴力防止啓発ステッカー」

重点目標3 困難を抱える人が安心して暮らせる環境づくり

【現状と課題】

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和4年5月に公布、令和6年4月1日に施行されました。この法律は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（おそれのある女性を含む）に対し、包括的な支援体制を整備することを目的としています。

包括的な支援を提供する体制の整備や、関係機関と連携した早期から切れ目ない支援の実施、支援・相談窓口の周知等など、困難を抱える女性への支援の環境づくりが必要です。

また、少子高齢化による担い手不足、都市化・単身世帯増に伴う地域の間人関係の希薄化、生活スタイルの多様化とデジタル化などにより、地域のコミュニティー機能が低下し、貧困、高齢者、障がい者などより様々な困難を抱えた人の安心・安全が脅かされ、「人間らしく生きる権利」が侵害されるリスクが高まっています。様々な困難を抱えた人々の人権を尊重する意識の醸成は、誰にとっても安全で安心して暮らせる社会を作るために不可欠です。

ユニバーサルデザインの考え方を基本として、年齢や性別、障がいの有無、文化などの違いにかかわらず、誰もが地域社会の一員として支え合い、安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して活動できる環境づくりの実現を目指します。

主な取組		
施策の方向性	具体的施策内容	担当課
① 困難を抱える女性への支援の環境づくり [日出町困難な問題を抱える女性支援基本計画]	<ul style="list-style-type: none"> 女性相談支援センターなど関係機関との連絡調整の支援、相談体制の充実 	住民生活課 子育て支援課 介護福祉課 学校教育課
② 貧困、高齢者、障がい者などより様ざまな困難を抱えた人の人権を尊重する意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> 人権に関する講演会や研修会の開催による人権の意識啓発 町ホームページや広報誌で広報啓発の実施 男女共同参画週間・人権週間・差別をなくす運動月間における人権啓発の充実 様々な人権問題に対する相談・支援体制の充実 	住民生活課 介護福祉課 社会教育課 関係課

【数値目標】

項目	計画策定時の数値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
昨今の日本社会は、人権が尊重されていると感じる人の割合 (令和7年度「人権に関する町民意識調査」)	69.4%	80%
社会全体において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	10.5%	30%

基本目標Ⅲ あらゆる分野における女性の活躍

(女性活躍推進法に基づく日出町推進計画)

重点目標 1 様々な分野での女性の参画推進

【現状と課題】

本格的な人口減少社会にあって、活力ある社会を維持していくためには、多様な人材の活用、多様な視点の導入、新たな発想の取入れ等の観点から、あらゆる場面における女性の政策・方針決定過程への参画の促進が極めて重要です。

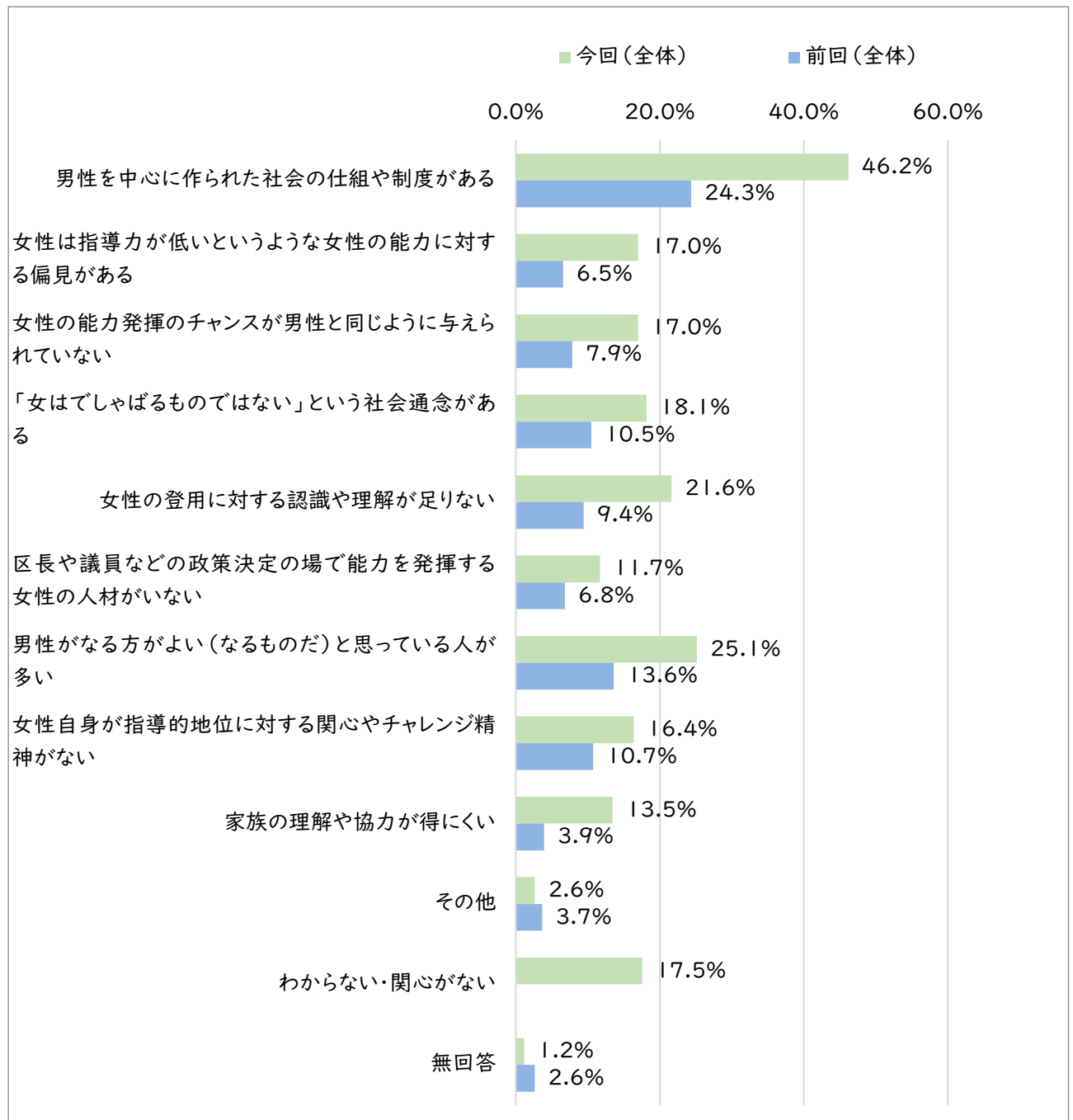
令和元（2019）年の「女性活躍推進法」の改正など、あらゆる場面において女性の参画拡大を進める機運が高まり、様々な分野で女性の社会進出が進んでいます。しかし、企業や行政などの社会的組織では、政策・方針決定の場に参画する女性はいまだ少なく、依然として低い水準です。これには、社会制度や慣行、固定的な性別役割分担意識、偏見等に起因した社会的状況の格差などの要因があると考えられます。

町民意識調査によると、「指導的地位や地域活動のリーダーに占める割合が低い等の女性参画が少ない理由」（3つまで選択）については、「男性を中心に作られた社会の仕組みや制度がある」が46.2%と最も高く、次に「男性になる方がよい（なるものだ）」とと思っている人が多いが25.1%となっています。住民も同様の認識をしているようにみられます。

次に、日出町の政策・方針決定の場を見ても、日出町の管理職に占める女性の割合は低い状況であり、また、地方自治法に基づく審議会等の女性の登用割合は、令和7年4月1日現在で25.7%となっており、前回の計画策定時の22.1%と比べると改善は見られますが、依然として低い状況が続いています。

今後、誰もが幸福を感じる持続可能な成長都市・日出町をめざすためには、女性の活躍の機会を増やし、女性の参画を推進していくことが必要です。

問 2 9 指導的地位や地域活動のリーダーに占める割合が低い等の女性参画が少ない理由（複数回答）



主な取組		
施策の方向性	具体的施策内容	担当課
① あらゆる分野における女性の参画拡大	<ul style="list-style-type: none"> 政策・方針決定過程への女性の積極的な参画を推進するため、意識改革の促進を目的とした情報発信 	住民生活課
② 各種審議会等委員の女性の登用促進	<ul style="list-style-type: none"> 各種審議会等の女性委員の登用率40%の到達 女性委員のいない審議会等への女性の登用を推進 男女共同参画の考え方を取り入れた委員選考方法の見直し 	全庁 全庁 全庁
③ 職場における役職・管理職への女性の登用促進	<ul style="list-style-type: none"> 役職・管理職への女性の登用に関し、事業所への啓発活動の実施 役場内の役職・管理職における男女間格差のない登用の継続 	住民生活課 総務課

【数値目標】

項目	計画策定時の数値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
審議会等（法に基づく）における女性委員の割合	25.7%	40%
区長75名のうち、女性の人数	1人	5人

重点目標 2 女性の職業生活における活躍の推進

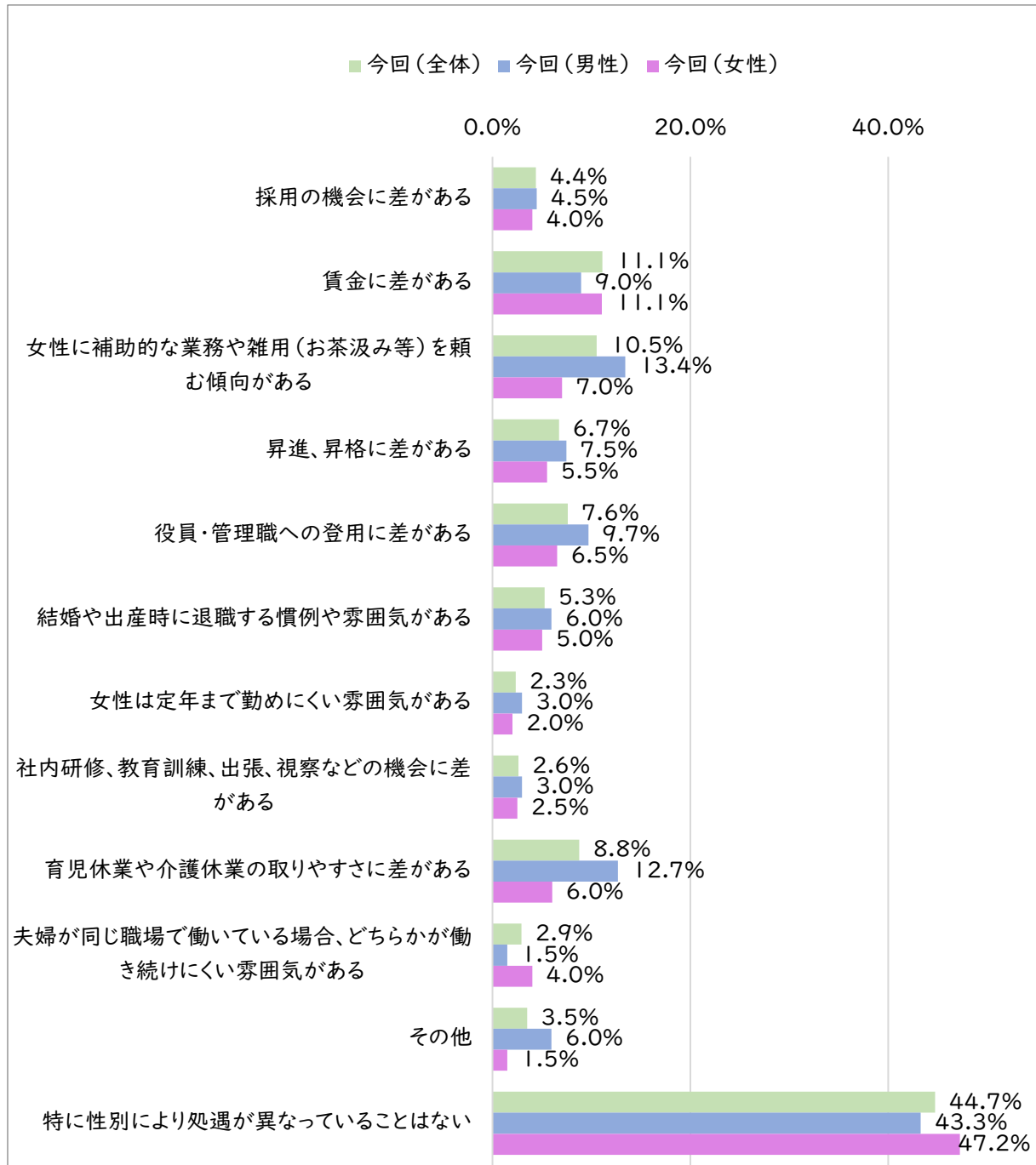
【現状と課題】

雇用の分野では、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などに基づき、職場の男女の均等な機会と待遇の確保や女性労働者が妊娠、出産後も引き続き能力を発揮する機会を確保するようになってはいますが、依然として採用、賃金、昇進等において、男女の間に格差が見られます。

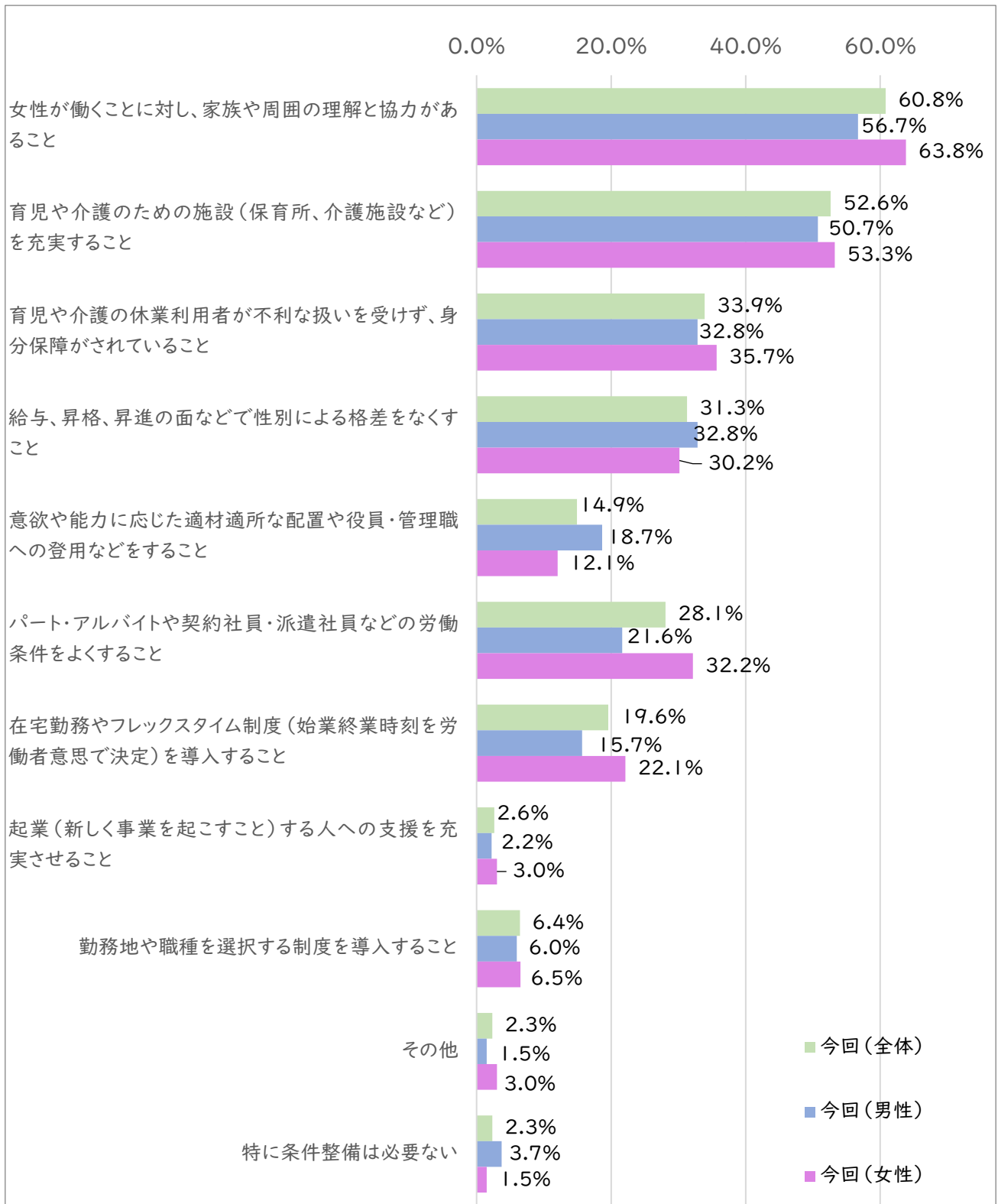
また、結婚や出産、子育てを機に、一度退職（キャリア中断）する女性が多いため、就職を継続できるような雇用体制が求められています。町民意識調査によると、女性が働き続けるために必要なこと（P 3 4 参照）については、「家族や周囲の理解と協力があること」が60.8%で、最も高い割合となっています。次いで、「育児や介護のための施設を充実すること」が52.6%となっています。

男女平等を確保し女性の能力が十分に発揮できるよう、男女労働者間の格差を解消するためには、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（いわゆる女性活躍推進法）に基づく取組を含めた積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推進することや、女性が働きやすい環境を整備して、多様で柔軟な働き方を実現することが重要となっています。

問9 あなたの職場では、性別によって処遇が違いますか（複数回答）



問8 女性が働き続けるために必要な支援や改善について（3つまで選択）



主な取組		
施策の方向性	具体的施策内容	担当課
① 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・労働相談窓口の設置や、再就職への支援などに関する情報提供 ・職場における男女の均等な機会と待遇の確保を図るためのポジティブ・アクションの啓発による推進 ・住民や企業に対して、性別を理由とした採用・配置・昇給等における差別的な取り扱いが行われない職場づくりを進めるための啓発の推進 	ひと・まち・未来創生課 住民生活課
② 女性の就業継続、再就職のための支援、多様で柔軟な働き方の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・病児・病後児保育の実施 ・幼児教育・保育の提供体制の確保 ・放課後児童クラブの拡充 ・国や県などの関係機関による再就職への支援の情報提供 ・テレワークの推進等による多様で柔軟な働き方の周知啓発の促進 	子育て支援課 教育総務課 学校教育課 ひと・まち・未来創生課 住民生活課

【数値目標】

項目	計画策定時の数値 (令和 7 年度)	目標値 (令和 12 年度)
職場において「男女の地位が平等」と感じる人の割合 【9 ページ図表を参照】	24.0%	35.0%

女性活躍推進法

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が平成 27 年 8 月 28 日に国会で成立しました。これにより、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等）に義務付けられました。

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

「積極的改善措置」（いわゆるポジティブ・アクション）とは、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。

男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。

テレワーク

テレワーク（Telework）は、ICT（情報通信技術）を活用し、場所や時間にとらわれずに働く柔軟な働き方のことです。「離れて（Tele）」と「働く（Work）」を組み合わせた造語です。

「働く場所」に縛られることなく「住む場所」を自由に選ぶことができ、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方です。今と同じ仕事を、職場以外の場所で行うことが可能になります。

重点目標3 職業生活と家庭生活との調和の推進

【現状と課題】

町民意識調査によると、家庭生活では、夫婦が協力して家事や育児、介護等を行うことを理想としながらも、現実には、女性が全般担っているという結果となっています。働き方の多様化や共働き世代の増加等を受けて、男性が子育てや家事、介護等へ参画する意識の変化がみられますが、家庭生活の負担が女性に偏っており、女性の継続就労やキャリア形成を阻む要因となっています。

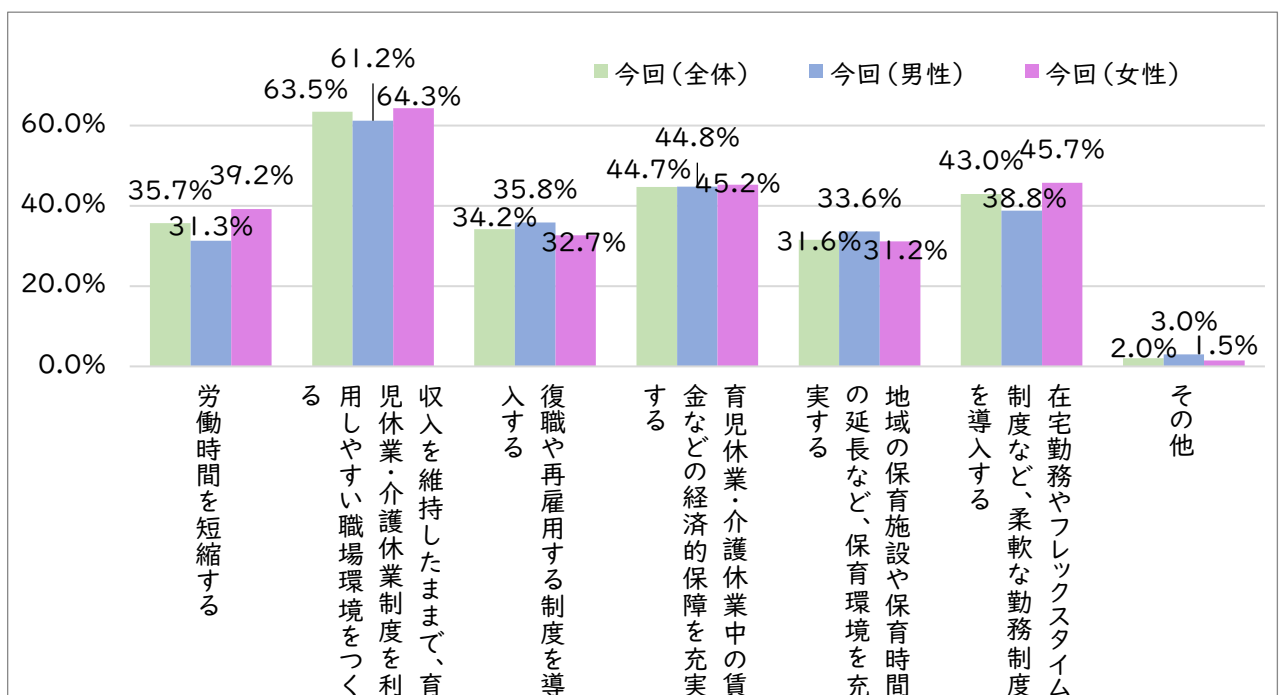
女性をはじめ多様な人材の活躍を促進するためには、働くことを希望するすべての人が、育児や介護などのライフイベントや地域の活動などとバランス（調和）よく働くことができ、能力を十分に発揮できる環境を整備することが重要です。

男女がともに仕事、家庭生活、地域活動を、個々のスタイルに応じ、自ら希望するバランスで行うことができる「ワークライフバランス」の推進が必要不可欠です。

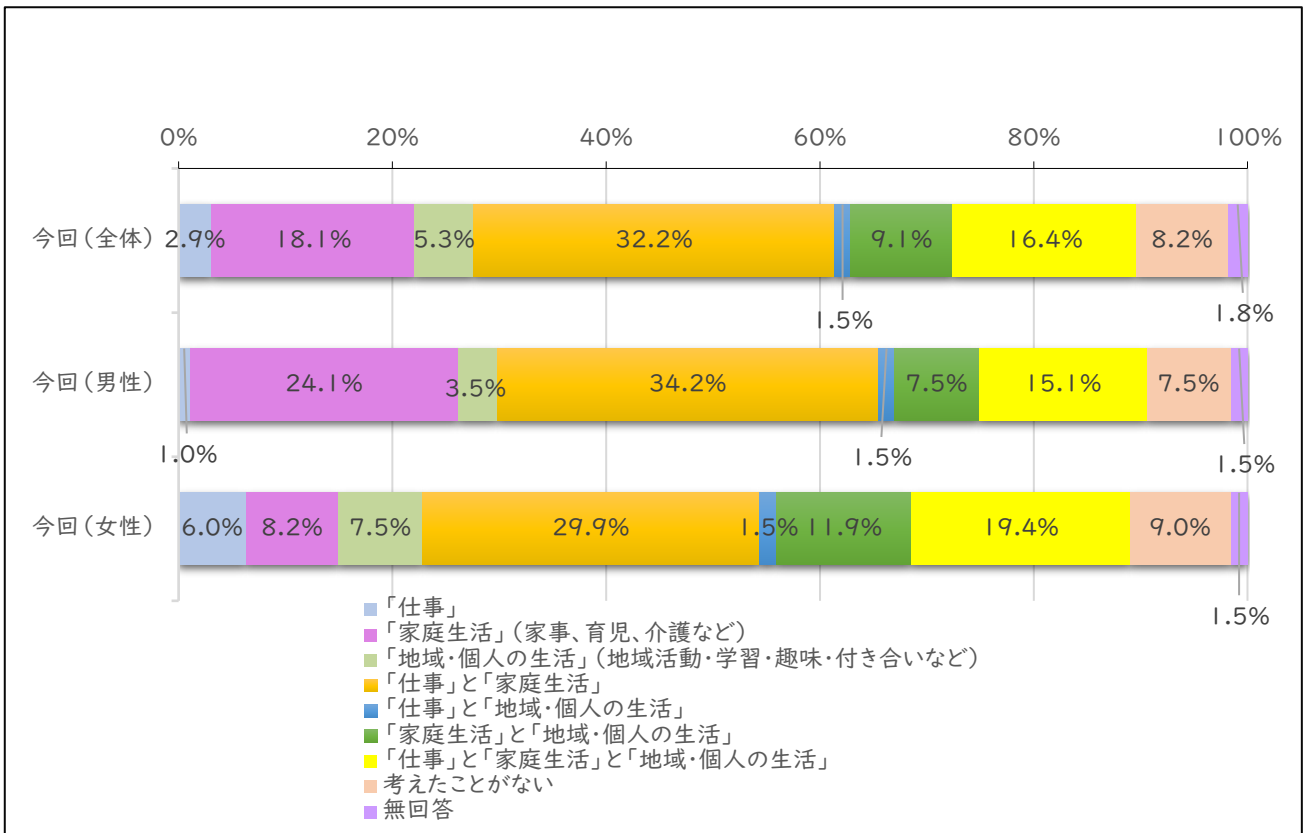
また、仕事と家庭生活の調和のために職場で必要なことでは、全体では、「育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくる」が63.5%と最も高くなっており、次いで「育児休業・介護休業中の賃金その他の経済的保障を充実する」が44.7%となっています。

育児休業について大分県の報告では、男性の育児休業率は年々上昇し、職場の理解が広がりつつあります。今後も、経営層や上司、職場全体での理解が進み、育休を取得しやすい職場環境の整備を進めることが重要です。

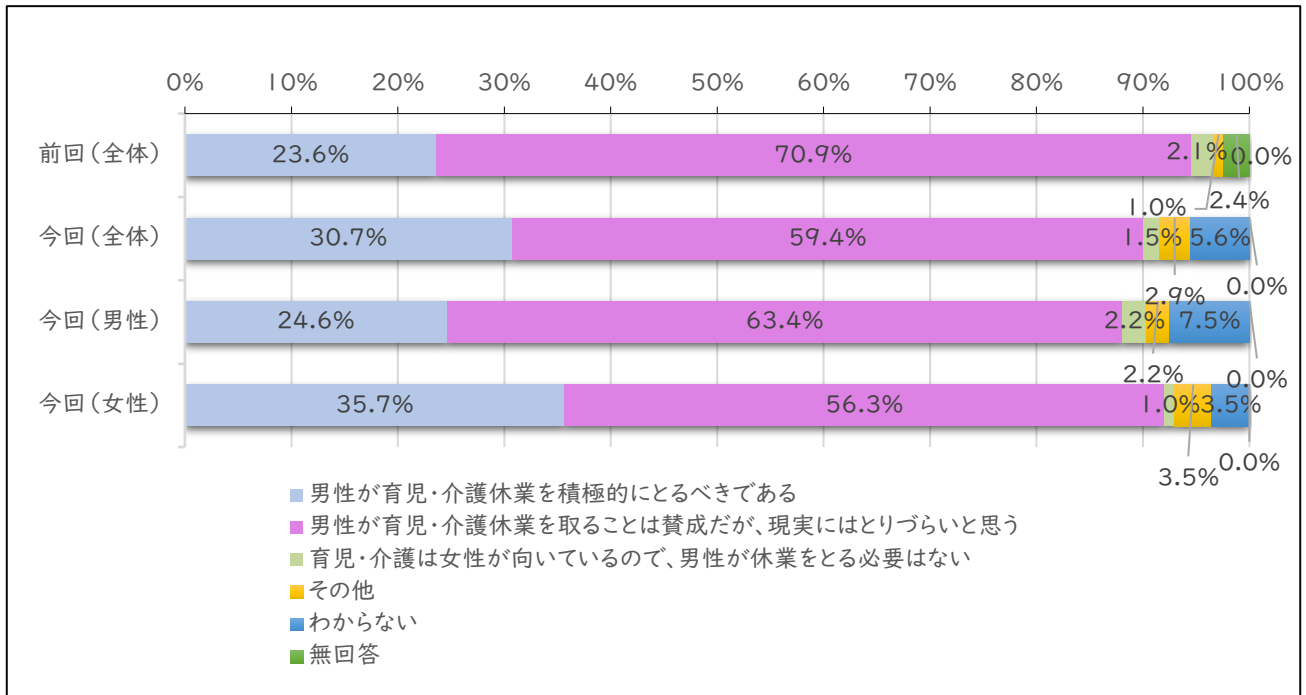
問16 仕事と家庭生活の調和のために職場で必要なこと（複数回答）



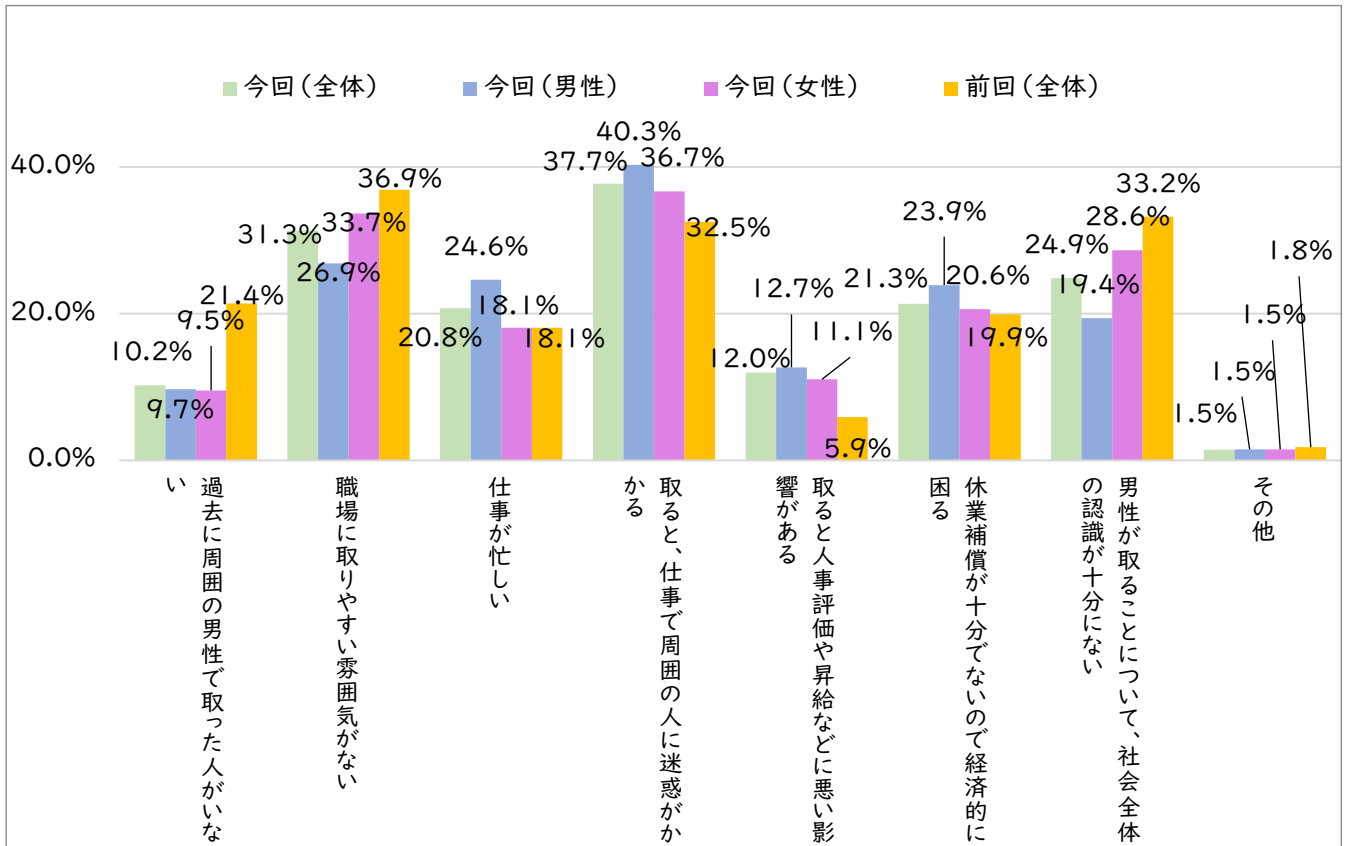
問 10 仕事と家庭生活、地域活動の優先度について（単一回答）



問 13 男性が育児・介護休業を取得することについて（単一回答）



問 1 4 男性が育児・介護休業を取得しにくい理由について（2つまで選択）



主な取組		
施策の方向性	具体的施策内容	担当課
① ワークライフバランスの推進	<ul style="list-style-type: none"> 性別役割分担意識の改善を促す啓発・推進活動の実施 職場での長時間労働の改善や健康指導・相談などの健康管理の体制整備、メンタルヘルス対策について、広報誌等で普及啓発 	ひと・まち・未来創生課 住民生活課
② 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援	<ul style="list-style-type: none"> 男女ともに年次有給休暇や育児・介護休業を取得しやすい環境づくり 幼児教育・保育の提供体制の確保 延長保育・一時保育の充実 病児・病後児保育の実施 乳児保育、障がい児保育の推進 両親学級の実施方法の検討 育児相談体制の充実 ひとり親家庭のサポート体制の充実 ファミリーサポートセンター事業の実施 放課後児童クラブの拡充 地域包括ケアの充実、認知症施策の推進 高齢者自身や高齢者を支援する町民の自主的な地域活動の促進 	総務課 ひと・まち・未来創生課 子育て支援課 健康増進課 介護福祉課

【数値目標】

項目	計画策定時の数値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
男性が育児・介護休業を取ることは賛成だが、現実にはとりづらいと思う	59.4%	50%

ワークライフバランス

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態を指します。

ファミリーサポートセンター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整をする組織です。

重点目標4 男女が共に支える地域づくりの推進

【現状と課題】

地域は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であり、地区の行事に参加して住民の交流を深めて、福祉、防犯・防災分野など多岐にわたり地域住民の力が求められています。

しかし、日出町でも、少子高齢化や定年延長などの社会状況の変化により、地域活動の運営には担い手不足や参加者の高齢化が課題になっています。今までの自治区の組織は、区の役員が男性に占められており、女性がリーダーとしての活躍や、活動方針の決定の場に参画する女性の割合は低い状況です。誰もが住みやすい地域をつくるには、女性の活躍の機会を増やし、女性の参画を促進して、地域活動に男女が共同して参画する推進をしていくことが重要です。

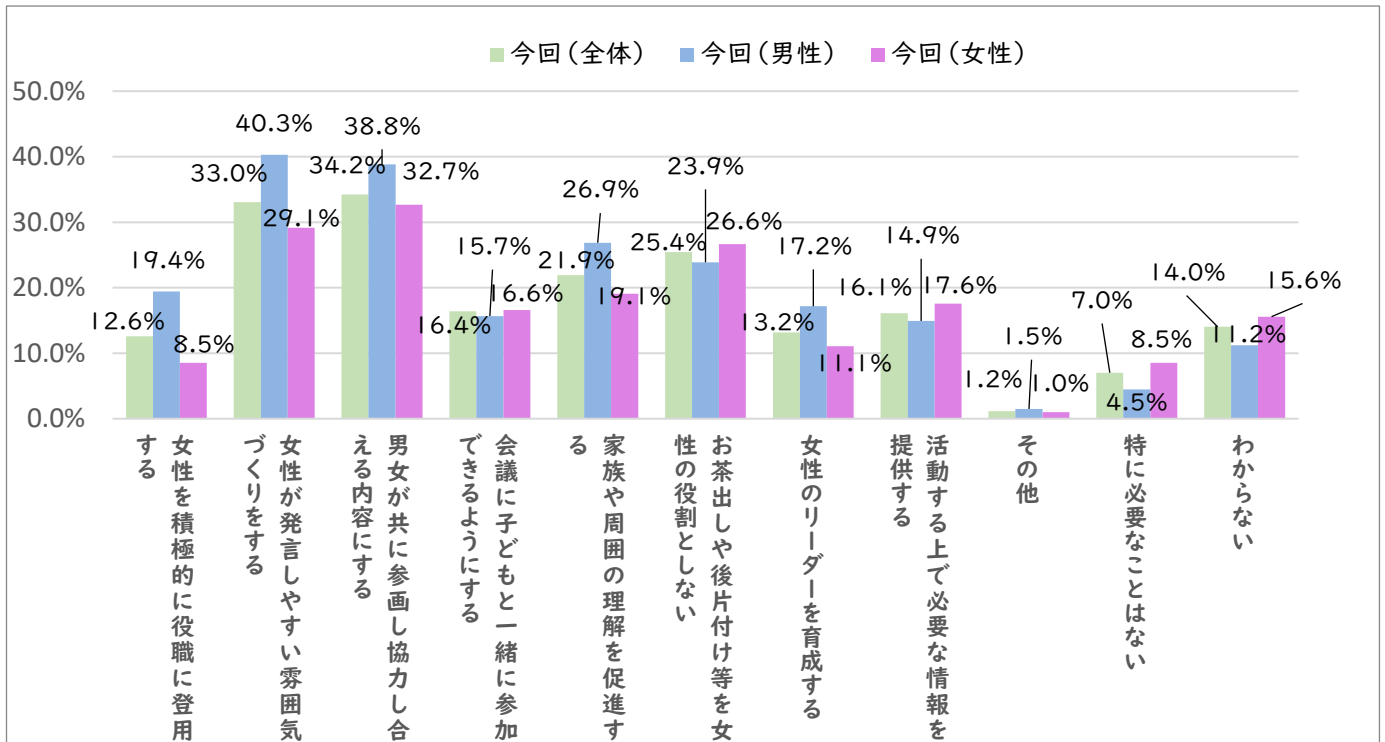
町民意識調査によると、「女性の積極的な地域活動の参加のため」（複数回答）には、「男女が共に参画し協力し合える内容にする」が34.2%と最も高く、次に「女性が発言しやすい雰囲気づくりをする」が33.0%となっていて、自治区など地域活動の運営の改善が求められています。

人口減少社会にあって持続可能な地域社会づくりには、継続的な若者や女性の転入や安心して子供を産み育てられる環境の整備が重要です。町民意識調査によると、「日出町に居住する選択」では、既婚者の6割が「自分とパートナーとで話し合っただけで決めた」としています。男性に限らず、女性や若者等に選ばれる魅力ある地域づくりには、地域の強みをいかしながら、地域の誰もが参画できる地域活動や固定的な性別役割分担意識の解消と慣行の見直しなど、男女共同参画を推進していく必要があります。

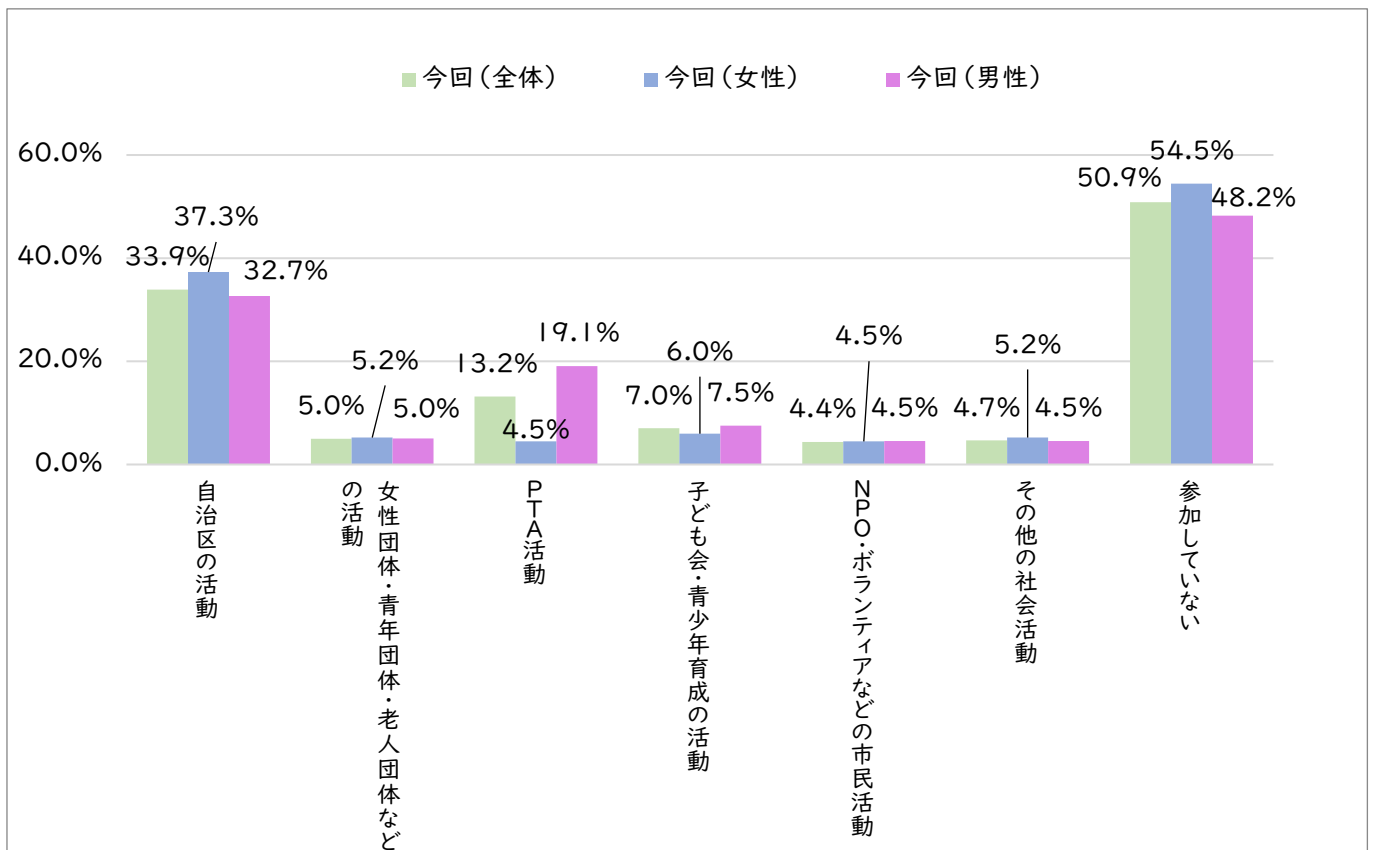
日出町地域防災計画には、男女共同参画の視点が盛り込まれており、防災訓練をとおして、地域での男女共同参画を身近に感じる、ということが記載されています。また、防犯や火災予防の呼びかけ、災害時の避難所運営、防災意識の啓発活動などには、女性の目線の配慮が求められています。

町民意識調査によると、「防災・災害復興対策で男女共同参画の視点が必要なこと」（複数回答）については、「避難所の運営に女性の参画を増やす」が39.8%と最も高く、次に「日頃から防災訓練や防災知識の習得の場などに男女が共に参加しやすくする」が35.4%となっていて、地域の防災組織への女性の参画・参加が求められています。

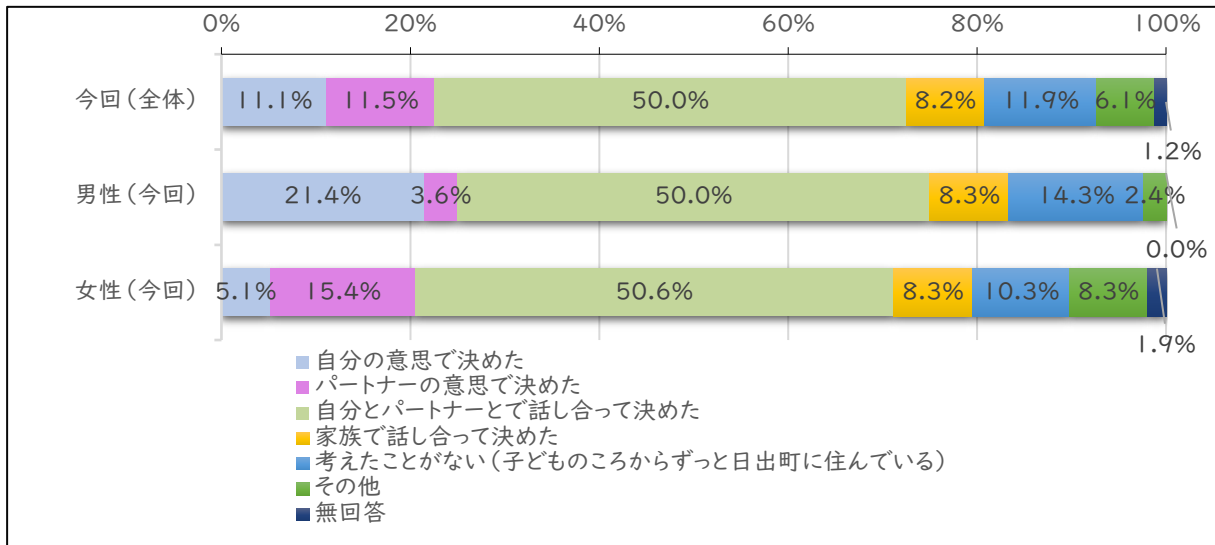
問 18 女性が積極的に地域活動に参加していくために必要なこと（3つまで選択）



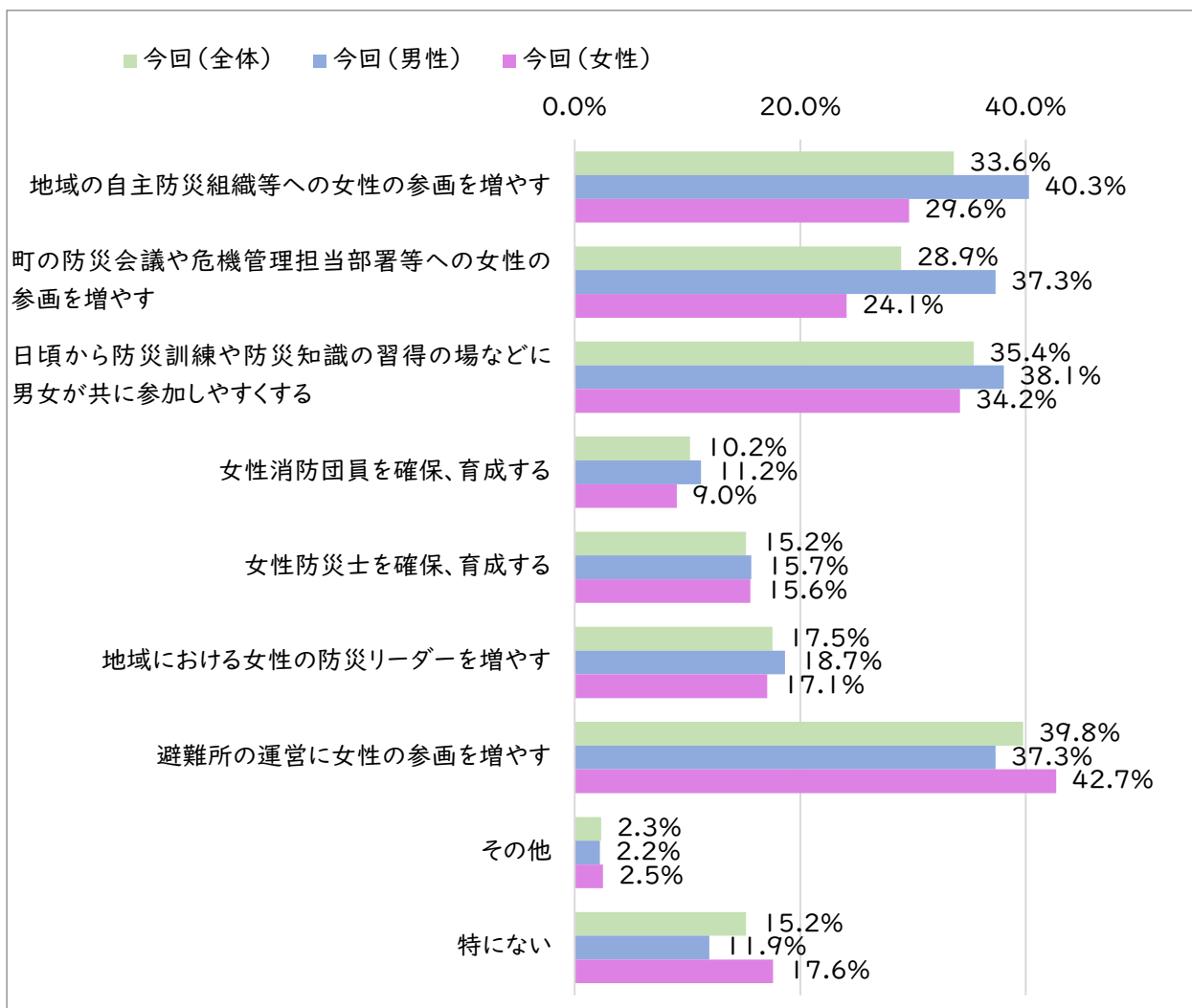
●地域活動の参加内容について（複数回答）



問 3 1 日出町に居住する選択の経過について（単一回答）



問 3 0 防災・災害復興対策で男女共同参画の視点が必要なこと（3つまで選択）



主な取組		
施策の方向性	具体的施策内容	担当課
① 地域社会における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・男女がともに地域活動に参画できるように、意識啓発の継続 ・女性団体連絡協議会を通じて町内の各種女性団体の活動の推進・連携の促進 ・PTA、自治会など地域の活動における多様な政策・方針決定過程への女性の参画拡大 	住民生活課 全庁 住民生活課 住民生活課 全庁
② 女性や若者等に選ばれる地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・固定的な役割分担意識の解消に向けた地域づくり ・若者や子育て世帯の移住施策推進 	住民生活課 ひと・まち・未来創生課
③ 地域における安心・安全の確保と防災体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における誰もが参画する防犯・防災活動の推進 ・県の防災アドバイザー派遣制度を活用し、女性が地域の防災活動に参画しやすい環境整備を支援 ・女性防災士の育成及び技術の向上 ・女性消防団員の確保 	総務課 総務課 総務課 総務課

【数値目標】

項目	計画策定時の数値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
女性消防団員の割合	6.2%	7.0%
女性防災士の人数(日出町防災士会)	35人	40人

家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人一人の役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。

「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。

数値目標一覧

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりと環境づくり		
項目	計画策定時の数値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	63.5%	70%
学校教育の場において、「男女の地位が平等」と感じる人の割合	49.4%	75%
基本目標Ⅱ 誰もが安心して暮らせる人権を尊重した社会づくり		
項目	計画策定時の数値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
男性のお達者年齢	80.8歳	81.8歳
女性のお達者年齢	84.7歳	85.7歳
DV被害を受けた人のうち相談した人の割合	62.3%	80%
ストーカー、セクシュアルハラスメント、性的被害を受けた人のうち相談した人の割合	72.7%	80%
今の日本について、あなたは人権が尊重されている社会だと思う人の割合 (令和7年度「人権に関する町民意識調査」)	69.4%	80%
社会全体において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	10.5%	30%
基本目標Ⅲ あらゆる分野における女性の活躍		
項目	計画策定時の数値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
審議会等(法に基づく)における女性委員の割合	25.7%	40%
区長75名のうち、女性の人数	1人	5人
職場において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	24.0%	40%
男性が育児・介護休業を取ることは賛成だが、現実にはとりづらいと思う人の割合	59.4%	50%
女性消防団員の割合	6.2%	7.0%
女性防災士の人数(日出町防災士会)	35人	40人

1 推進体制

男女共同参画社会の実現をめざすために、この計画に基づく施策を総合的かつ効率的に推進することが必要です。そのためには、推進体制の充実・強化を図ることや、企業、各種団体や町民のみなさんとの連携・協働を図り、社会のあらゆる分野における取組を推進していくことが必要です。

(1) 町の推進体制の充実・強化

町職員幹部で構成する「日出町男女共同参画推進本部」の機能を十分に発揮し、日出町男女共同参画推進条例及びこの計画に基づく施策を総合的かつ効果的に推進します。

また、職員が男女共同参画の理念を理解し、率先して男女共同参画を推進できるよう研修を行います。

(2) 日出町男女共同参画審議会との連携

町民の代表で構成する「日出町男女共同参画審議会」において、この計画の策定・変更について調査審議し、町民及び事業者からの申出等の処理、男女共同参画の推進に関する重要な事項について、町長の諮問に応じて答申し、及び町長に建議します。

(3) 国・県・関係機関との連携

国・県・関係機関における男女共同参画に関する情報収集や情報交換を行うとともに、広報・啓発活動の連携強化を図ります。

(4) 家庭・地域・各種団体・事業者の役割

家庭では

- 固定的な性別役割分担意識の解消に努めて、家事・育児・介護を夫婦・家族で協力・分担して自立した生活体制を築くことが大切です。
- 互いの得意分野や時間を考慮して対等なパートナーとして支え合い、感謝の気持ちを持つことが、快適な家庭生活と持続可能な社会の基礎として重要です。
- ジェンダーバイアス（性別に対する無意識の偏見）を子どもに押し付けないで、男女に関わらず生活能力を育むことが大切です。

地域では

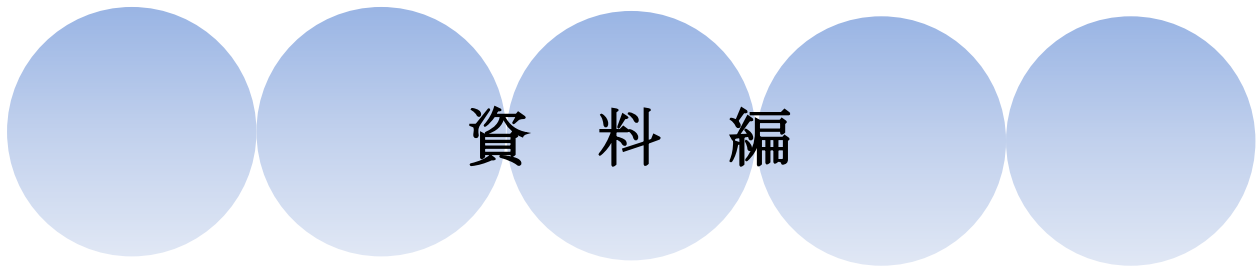
- 固定的な性別役割分担意識を見直し、男女が対等なパートナーとして地域活動や方針を決定する機会に参画できる環境をつくることが大切です。女性の参画を積極的に推進します。
- 女性や若者が定住したくなる環境を目指して、性別や年齢、障がいの有無、文化などの違いにかかわらず、誰もが地域の一員として支え合い、安心していきいきと暮らせる環境づくりを進めます。

働く場では

- 性別に関わらず一人ひとりが持つ個性と能力を十分に発揮し、仕事と家庭生活の調和（ワークライフバランス）ができる環境整備を進めます。
- 出産・育児等で離職した人の再就職支援や女性の管理職登用の促進、アンコンシャスバイアス（無意識の偏見）の解消など、女性が働きやすい環境づくりに努めます。
- 仕事と家庭生活等が調和しやすくなるよう、フレックスタイム制やテレワークなど柔軟な働き方の導入、また育児休業・介護休業制度のなど一層の普及が必要です。

（５）計画の進行管理

計画に位置づけた施策・事業の進捗状況を的確に把握するために、計画の進行管理は日出町男女共同参画推進本部が行い、定期的に進捗状況を調査し、計画の点検・評価等を行います。



1. 男女共同参画に関する主な動き（2015年（平成27年）以降）

年	世界（国連）	国
2015年 （平成27年）	第59回国連婦人の地位委員会（「北京+20」）（ニューヨーク）国連サミット 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択（SDGsのゴール5として「ジェンダー平等」明記）	「女性活躍推進法」成立 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定
2016年 （平成28年）		「育児・介護休業法」改正 「男女雇用機会均等法」改正 「第3次犯罪被害者等基本計画」閣議決定
2017年 （平成29年）		「育児・介護休業法」改正
2018年 （平成30年）		「第4次障害者基本計画」閣議決定 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」成立 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行
2019年 （平成31年 令和元年）		「女性活躍推進法」改正 「労働施策総合推進法」改正 「男女雇用機会均等法」改正 「DV防止法」改正 「育児・介護休業法」施行規則等改正
2020年 （令和2年）	女性に対する暴力撲滅に関するハイレベル会合（パリ）	「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」決定 「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定
2021年 （令和3年）		「育児・介護休業法」改正 「障害者差別解消法」改正
2022年 （令和4年）		「AV出演被害防止・救済法」成立
2023年 （令和5年）		「DV防止法」改正
2024年 （令和6年）		「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行 「育児・介護休業法」改正 「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」公布
2025年 （令和7年）		「女性活躍推進法」改正

日出町男女共同参画推進条例

平成 18 年 7 月 4 日条例第 18 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条－第 8 条）

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第 9 条－第 18 条）

第 3 章 日出町男女共同参画審議会（第 19 条・第 20 条）

第 4 章 雑則（第 21 条）

附則

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女共同参画社会の形成に向け、国際社会の取組みと連動しつつ、男女共同参画社会基本法を制定するなど、真の男女共同参画社会実現のための取組みが行われている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

こうした状況のなかで、明るい将来を展望できる町政の実現をめざす本町は、男女がお互いに人権を尊重し、責任を分かち合う男女共同参画社会の形成に向けた取組みを推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、町の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ効果的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動（以下この号において「性的な言動」という。）により当該性的な言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応に起因して当該個人に不利益を与えることをいう。

(4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者又は男女の親密な関係にある者若しくはあった者に対する身体的、精神的、経済的又は言語的な暴力及び虐待をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮すること。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に分担と責任を分かち合いながら、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動を両立して行うことができるようにすること。

(5) 幼児教育、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女共同参画の推進の意義を浸透させること。

(6) 男女が相互の身体の特徴について理解を深め、性と生殖に関する健康と権利を互いに認め合い、心身ともに健やかな生活を営むことができるようにすること。

(7) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に行うこと。

（町の責務）

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 町は、男女共同参画の推進に当たり、町民、事業者、国及び県と連携して取り組むとともに、町民及び事業者の模範的姿勢を示すものとする。

3 町は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制の整備その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、職場、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 町民は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に積極的に取り組み、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に情報を表示する場合の配慮)

第8条 何人も、公衆に情報を表示する場合は、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスを助長し、是認し、又は連想させる表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第9条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策を計画的かつ効果的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定しなければならない。

2 男女共同参画計画は、総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱その他必要な事項について定めるものとする。

3 町長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、町民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 町長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ、日出町男女共同参画審議会に諮問しなければならない。

5 町長は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(町民及び事業者の理解を深めるための措置)

第10条 町は、広報活動等を通じて、基本理念に関する町民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(教育及び学習の充実)

第11条 町は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第12条 町は、家族を構成する男女が共に家庭生活における活動とその他の活動とを両立して行うことができるように、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第13条 町は、法令等により設置された委員並びに委員会、審議会及びこれらに準ずるものの構成員の選任にあたっては、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

2 町は、民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されるように、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(町民及び事業者からの申出等)

第14条 町長は、町民及び事業者から、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に係る苦情の申出、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に係る相談又は男女共同参画の推進に必要と認められる意見等の申出があった場合は、適切な処理に努めるものとする。

2 町長は、前項の処理にあたって必要があると認めるときは、日出町男女共同参画審議会の意見を聞くことができる。

(調査研究)

第15条 町は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(町民及び事業者に対する支援)

第16条 町は、町民及び事業者に対し、男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の報告)

第17条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、その事業活動における男女共同参画の推進状況について報告を求めることができる。

(年次報告)

第 18 条 町長は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況についての報告書を作成し、これを公表するものとする。

第 3 章 日出町男女共同参画審議会

(日出町男女共同参画審議会)

第 19 条 次に掲げる事務を行うため、日出町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 第 9 条第 4 項の規定により諮問された事項について調査審議すること。
- (2) 第 14 条第 2 項の規定により意見を求められた事項について調査審議し、町長に意見を述べること。
- (3) 男女共同参画の推進に関する重要な事項について、町長の諮問に応じて答申し、及び町長に建議すること。

(組織及び委員)

第 20 条 審議会は、町長が任命する委員 10 人以内をもって組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任を妨げない。

第 4 章 雑則

(委任)

第 21 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大分県男女共同参画推進条例

平成14年3月29日大分県条例第23号
改正 平成21年3月30日大分県条例第20号

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、県では、これまでの国際社会や国内の動向を踏まえ、男女平等の実現に向けて、県民一体となって取り組んできたところである。

しかしながら、現実には、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会制度又は慣行が依然として存在しており、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

こうした状況の中で、少子高齢化や国際化など社会経済情勢の急激な進展に対応し、活力ある豊かな社会を築くためにも、社会のあらゆる分野で男女が対等にその個性と能力を遺憾なく発揮できる環境づくりが重要である。

ここに、私たち県民は、性別にかかわらず、男女がお互いの人権を尊重し、喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を願い、大分の子供たちの未来のためにも、県、県民及び事業者が一体となって、男女共同参画社会の実現に向けた取組を力強く推進することを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女の平等を基礎とした男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動(以下この号において「性的な言動」という。)により個人の生活環境を害すること又は性的な言動に

対する個人の対応に起因して当該個人に不利益を与えることをいう。

四 ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び配偶者であった者を含む。)間における暴力的行為(身体的又は精神的に苦痛を与える行為をいう。以下同じ)をいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、男女が相互の身体の特徴について理解し合うことにより、性と生殖に関する健康と権利を互いに認め合えるようにすることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、県民、事業者、市町村及び国と連携して取り組むものとする。

3 県は、第一項に規定する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(県民の責務)

第五条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組み、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第七条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスその他の男女間における暴力的行為を行ってはならない。

(公衆に情報を表示する場合の配慮)

第八条 何人も、公衆に情報を表示する場合は、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスその他の男女間における暴力的行為を助長し、又は是認する表現を行わないよう努めなければならない。

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第九条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 知事は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 知事は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ、大分県男女共同参画審議会に諮問しなければならない。

5 知事は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第十一条 県は、広報活動等を通じて、基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(教育及び学習の充実)

第十二条 県は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第十三条 県は、家族を構成する男女が共に家庭生活における活動とその他の活動とを両立して行うことができるように、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第十四条 県は、法令等により設置された委員並びに委員会、審議会及びこれらに準ずるものの構成員の選任に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

2 県は、市町村における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されるように、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(県民等からの意見等の申出)

第十五条 知事は、県民及び事業者（以下「県民等」という。）から、男女共同参画の推進に必要と認められる意見等の申出があった場合は、適切な処理に努めるものとする。

(調査研究)

第十六条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(市町村及び民間の団体に対する支援)

第十七条 県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の報告)

第十八条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、その事業活動における男女共同参画の推進状況について報告を求めることができる。

(年次報告等)

第十九条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況についての報告書を作成し、これを公表するものとする。

第三章 大分県男女共同参画審議会

(大分県男女共同参画審議会)

第二十条 次に掲げる事務を行うため、大分県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 一 第九条第四項の規定により諮問された事項について調査審議すること。
- 二 第二十二條第一項の規定による県民等からの申出を処理すること。
- 三 男女共同参画の推進に関する重要な事項について、知事の諮問に応じて答申し、及び知事に建議すること。

(組織及び委員)

第二十一条 審議会は、知事が任命する委員二十人以内をもって組織する。

- 2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(審議会に対する苦情等の申出)

第二十二条 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に係る苦情又は性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に係る相談を審議会に申し出ることができる。

2 審議会は、前項の規定による苦情の申出があった場合は、必要に応じて、県の機関に対し、説明又は県が保存する関係書類その他の記録の閲覧若しくはその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう助言、指導、勧告等を行うものとする。

3 審議会は、第一項の規定による相談の申出があった場合は、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で説明又は関係書類その他の記録の閲覧若しくはその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

4 審議会は、前二項の規定により県民等からの申出を処理した場合は、当該申出に係る処理の経過及び結果について、当該申出をした県民等に通知するものとする。

(男女共同参画苦情処理委員)

第二十三条 審議会に、前条第一項の規定による県民等からの申出に係る事項を専門的に調査させ、又は処理させるため、男女共同参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置く。

2 苦情処理委員は、規則で定める場合には、前条第二項から第四項までの規定にかかわ

らず、同条第二項から第四項までに規定する審議会の権限に属する事務を処理するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

3 苦情処理委員は、前項の規定により県民等からの申出を処理した場合は、次の審議会の会議において報告するものとする。

第四章 雑則

(委任)

第二十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第十五条及び第三章の規定は、平成十四年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)第十四条第一項の規定により定められている男女共同参画計画は、第九条第一項の規定により策定された男女共同参画計画とみなす。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日号外法律第 78 号

改正 平成 11 年 7 月 16 日号外法律第 102 号

改正 平成 11 年 12 月 22 日号外法律第 160 号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する

施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第四条 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成十一年七月一六日法律第一〇二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成十三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和 4 年 5 月 25 日号外法律第 52 号

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）
- 第四章 雑則（第十六条—第二十二条）
- 第五章 罰則（第二十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（綜合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

（女性相談支援センター）

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関

係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵(かん)養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

三 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

三 附則第三十五条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の公布の日のいずれか遅い日

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(売春防止法の一部改正)

第四条 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(補導処分に付された者に係る措置)

第五条 政府は、前条の規定による改正前の売春防止法（以下「旧売春防止法」という。）第十七条の規定により補導処分に付された者であつて、施行日前に婦人補導院（附則第十条の規定による廃止前の婦人補導院法（昭和三十三年法律第十七号。附則第十一条において「旧婦人補導院法」という。）第一条第一項に規定する婦人補導院をいう。以下同じ。）から退院し、又は旧売春防止法第三十条の規定により補導処分の執行を受け終わったものとされた者以外のものが、施行日以後において必要に応じてこの法律に基づく支援を受けることができるよう、その者に対する当該支援に関する情報の提供、関係機関の連携を図るための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

第六条 前条の者であつて施行日前に婦人補導院に收容されたものについては、この法律の施行の時において刑の執行猶予の期間を経過したものとみなす。

2 旧売春防止法第五条の罪と他の罪とにつき懲役又は禁錮に処せられ、旧売春防止法第十七条の規定により補導処分に付された者については、刑法（明治四十年法律第四十五号）第五十四条第一項の規定により旧売春防止法第五条の罪の刑によって処断された場合を除き、前項の規定を適用しない。

第七条 施行日前に婦人補導院から退院した者及び旧売春防止法第三十条の規定により補導処分の執行を受け終わったものとされた者に係る更生緊急保護（更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第八十五条第一項に規定する更生緊急保護をいう。次項において同じ。）及び刑執行終了者等に対する援助（刑法等の一部を改正する法律第六条の規定による改正後の更生保護法第八十八条の二に規定する援助をいう。同項において同じ。）については、なお従前の例による。ただし、更生保護法第八十六条第三項の規定は、適用しない。

2 前条第一項に規定する者に係る更生緊急保護及び刑執行終了者等に対する援助については、前項に規定する者の例による。

(婦人相談所に関する経過措置等)

第八条 この法律の施行の際現に存する旧売春防止法第三十四条第一項に規定する婦人相談所は、女性相談支援センターとみなす。この場合において、この法律の施行の際現に行われている同条第三項第三号の一時保護及びその委託は、第九条第七項の規定により行われる同条第三項第二号の一時保護及びその委託とみなす。

2 この法律の施行後に行われる女性相談支援員の任用に当たっては、この法律の施行の際現に旧売春防止法第三十五条第一項又は第二項の規定により婦人相談員を委嘱されている者については、第十一条第三項に規定する人材として、その登用に特に配慮しなければならない。

3 この法律の施行の際現に存する旧売春防止法第三十六条に規定する婦人保護施設は、女性自立支援施設とみなす。この場合において、この法律の施行の際現に行われている同条の収容保護及びその委託は、第十二条第二項の規定により行われる自立支援及びその委託とみなす。

(旧売春防止法に規定する費用に関する経過措置)

第九条 施行日前に行われ、又は行われるべきであった旧売春防止法第三十八条に規定する費用についての都道府県及び市の支弁並びに国の負担及び補助並びに旧売春防止法第三十九条に規定する費用についての都道府県の補助については、なお従前の例による。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(地方自治法の一部改正)

第十二条 地方自治法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(児童福祉法の一部改正)

第十三条 児童福祉法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(地方財政法及びストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正)

第十四条 次に掲げる法律の規定中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

一 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第十条第十号

二 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第九条第一項

(公職選挙法及び日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正)

第十五条 次に掲げる法律の規定中「、少年鑑別所若しくは婦人補導院」を「若しくは少年鑑別所」に改める。

一 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十八条の二第一項第三号

二 日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第六十条第一項第三号

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正）

第十六条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（電波法の一部改正）

第十七条 電波法（昭和二十五年法律第三百十一号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（社会福祉法の一部改正）

第十八条 社会福祉法の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（出入国管理及び難民認定法の一部改正）

第十九条 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（麻薬及び向精神薬取締法等の一部改正）

第二十条 次に掲げる法律の規定中「、少年鑑別所及び婦人補導院」を「及び少年鑑別所」に改める。

一 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の五

二 矯正医官の兼業の特例等に関する法律（平成二十七年法律第六十二号）第二条第一号

三 再犯の防止等の推進に関する法律（平成二十八年法律第四百号）第三条第二項

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第二十一条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（矯正医官修学資金貸与法の一部改正）

第二十二条 矯正医官修学資金貸与法（昭和三十六年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第二十三条 激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部改正)

第二十四条 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(児童手当法の一部改正)

第二十五条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(行政手続法及び行政不服審査法の一部改正)

第二十六条 次に掲げる法律の規定中「、少年鑑別所又は婦人補導院」を「又は少年鑑別所」に改める。

一 行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三条第一項第八号

二 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第七条第一項第九号

(更生保護事業法の一部改正)

第二十七条 更生保護事業法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(更生保護事業法の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 施行日前に婦人補導院に収容された者については、施行日以後は、更生保護事業法第二条第五項に規定する被保護者とみなす。

(児童虐待の防止等に関する法律の一部改正)

第二十九条 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正)

第三十条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(更生保護法の一部改正)

第三十一条 更生保護法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(更生保護法の一部改正に伴う調整規定)

第三十二条 施行日が刑法等の一部を改正する法律附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、前条のうち更生保護法第十六条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする改正規定中「第七号を削り、第八号を第七号とし、

第九号を第八号」とあるのは、「第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号」とする。

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の一部改正)

第三十三条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(児童福祉法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十四条 児童福祉法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(刑法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十五条 刑法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正)

第三十六条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(法務省設置法の一部改正)

第三十七条 法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 [令和四年六月一五日法律第六六号抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。〔後略〕

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

[令和四年六月一七日法律第六八号抄]

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

（裁判の効力とその執行に関する経過措置）

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（人の資格に関する経過措置）

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（経過措置の政令への委任）

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律＝令和四年六月法律第六七号〕施行日〔令和七年六月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 〔略〕

■日出町男女共同参画審議会委員

任 期 令和8年2月4日から令和10年2月3日まで (順不同)

	氏 名	役 職	区 分
1	伊藤 京子	日出町女性団体連絡協議会会長	女性代表 女性団体
2	河野 健二	日出町人権擁護委員	人 権
3	佐藤 貴代	日出町商工会女性部長	商 工 会
4	塩内 公子	日出町消防団女性部長	防 災
5	手 嶋 久	日出町区長会会長	公益・地域
6	深町 勝幸	日出町校長会会長	教 育

50音順

日出町男女共同参画推進条例（抜粋）

第3章 日出町男女共同参画審議会

（日出町男女共同参画審議会）

第19条 次に掲げる事務を行うため、日出町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 第9条第4項の規定により諮問された事項について調査審議すること。
- (2) 第14条第2項の規定により意見を求められた事項について調査審議し、町長に意見を述べること。
- (3) 男女共同参画の推進に関する重要な事項について、町長の諮問に応じて答申し、及び町長に建議すること。

（組織及び委員）

第20条 審議会は、町長が任命する委員10人以内をもって組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任を妨げない。

第3次日出町男女共同参画基本計画

令和8年6月

日出町役場 住民生活課
人権尊重・部落差別解消推進室

〒879-1592

大分県速見郡日出町2974番地1

TEL 0977-73-3132

FAX 0977-72-7294

URL <http://www.town.hiji.lg.jp>